

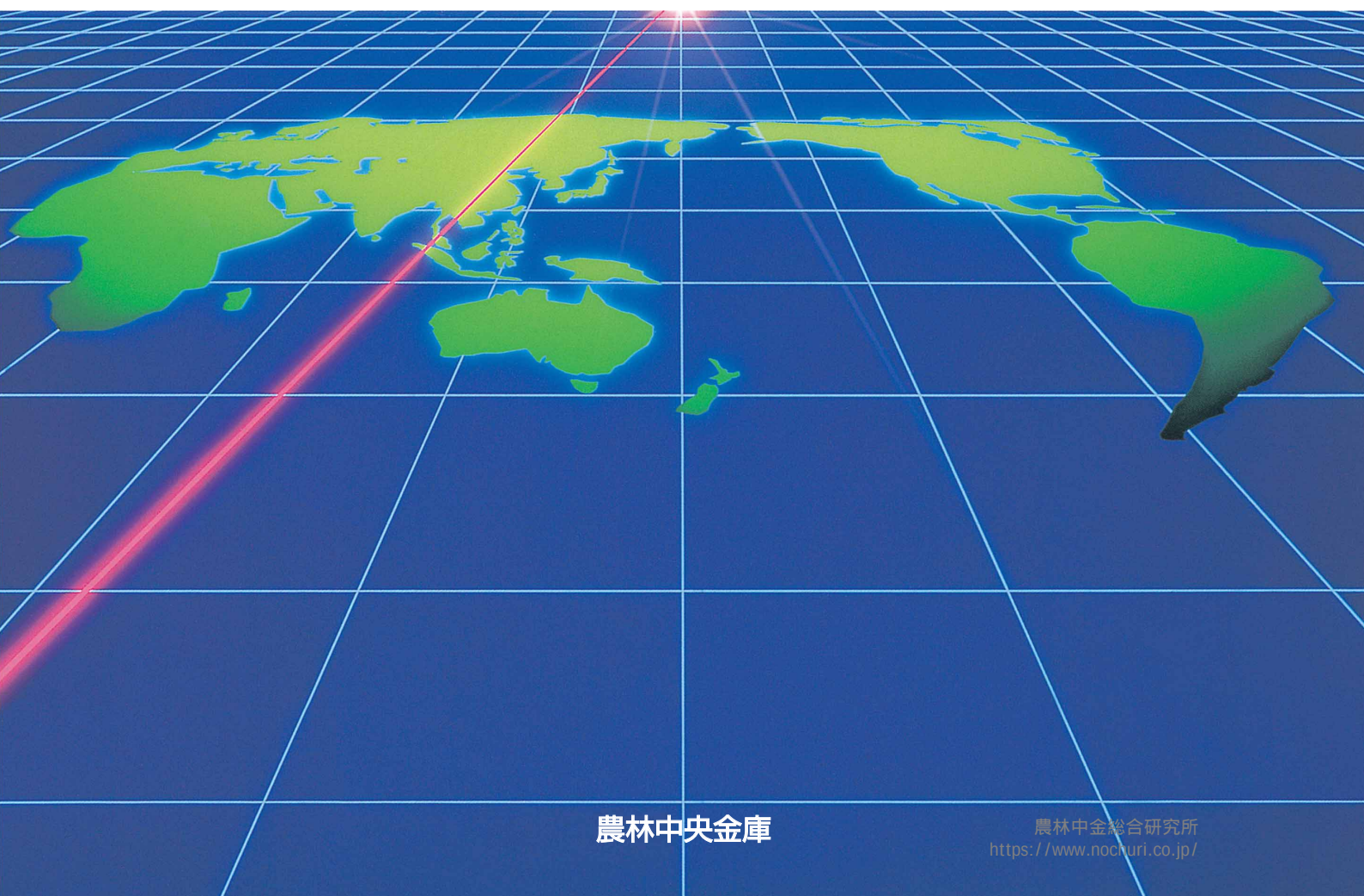
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020 **4** APRIL

地域と農協

- 農協仲介による援農ボランティアの定着要因
- 広がりをもせつつある協同組合間連携について



農業分野における人手不足と農協

3月10日に公表された食料・農業・農村基本計画（原案）が「農業者の大幅な減少等により、農業の持続性が損なわれる地域が発生する事態が懸念される」と農業者の減少に対して、前回の基本計画（2015年3月）より一段と踏み込んだ懸念を表すなど、農業生産の現場では人手不足が一層大きな問題となっている。

何を基準に人手すなわち労働力は不足しているのか。基本計画原案では食料自給率目標を現在より高い水準に設定しており、国民に食料を安定的に供給するためには国内の農業生産の維持・強化が必要と考えられている。日本、また地域における農業生産の維持・強化にとって、現在、農業労働力は不足し、今後はさらなる不足が懸念される状況にある。

労働力の不足とは、第1に、高齢化と後継者不足で農家の農業従事者が減少していることである。19年の農業就業人口（販売農家）は168万人で、5年前に比べ26%減少し、減少のスピードは加速している。農家数も減少し、農業生産の減少圧力となっている。

第2に、雇用労働力の不足である。中小規模の農家が減少する一方、大規模な農家や法人などの組織経営体は増加して生産に占めるそのシェアは拡大、日本全体の農業生産の維持に寄与しているが、大規模な経営ほど雇用労働を利用しており、雇用労働力への需要は増大している。しかし、少子・高齢化で日本全体が人手不足であり、さらに過疎化の進む農村部ではその傾向が強いため、需要に見合った労働力の確保が難しい状況である。

こうした人手不足への対応は、第1に省力化によって必要な労働力を減らすことである。機械・施設設備の増強、農協などの共同利用施設の利用も農家の省力化に役立っており、最近ではロボット、AI、IoTなどの先端技術を利用するスマート農業が注目されている。

第2は、農業分野で働きたい、また子どもを働かせたくなる環境の整備である。そのためには、まず、所得の確保であり、農地集積などによる規模拡大をはじめ収益性向上のための様々な取組みが各農業経営、地域、国の段階で行われている。また、働きやすく、やりがいのある職場づくりの工夫も必要である。

第3に、農業労働力の確保のための工夫である。まず、新規就農者数を増やすために研修をはじめとした様々な支援が行われている。外国人材を活用するための政策面での整備も行われてきた。これら以外にも地域の内外からの農業労働力を確保する取組みがある。

その一つが、本号の草野論文であり、農作業をしたいという一般市民と労働力を必要とする農家を農協が仲介して、援農ボランティアの定着に寄与する事例を紹介している。

農協は、これまで人手不足の問題に多面的に取り組んで、農家と地域農業を支えてきた。農業所得の増大のための取組みはもとより、機械化・施設に関する指導、購買、融資での対応、共同利用施設の建設・運営、農地集積および新規就農への支援には長い歴史がある。最近ではスマート農業や外国人の受入れに関わる事例も増えてきた。

農家と地域農業の課題はすなわち農協の課題である。今後ますます農業分野における人手不足への対応が農協にとって重要な課題となると考えられる。

（（株）農林中金総合研究所 常務取締役 斉藤由理子・さいとう ゆりこ）

今月のテーマ

地域と農協

今月の窓

農業分野における人手不足と農協

(株) 農林中金総合研究所 常務取締役 斉藤由理子

4つの事例の検討から

農協仲介による援農ボランティアの定着要因

草野拓司 — 2

情勢

広がりをみせつつある協同組合間連携について
——2県域の事例から——

小野澤康晴 — 20

談話室

緊急時に露わになる人間性

宮城大学 教授 三石誠司 — 18

本棚

村田 武 編著

『新自由主義グローバリズムと家族農業経営』

東京農業大学 名誉教授 白石正彦 — 32

統計資料 — 34

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

農協仲介による援農ボランティアの定着要因

— 4つの事例の検討から —

主任研究員 草野拓司

〔要 旨〕

農業における人手不足が懸念されるなか、援農ボランティアへの期待が高まっている。特に農家や一般市民との接点の多い農協の場合、その両者をつなぎ、援農活動に定着させるための仲介機関として適していると考えられることから、役割が注目される。そこで本稿では、農協がこの取組みを定着させるためのポイントについて、4つの事例を取り上げ、検討した。その結果、次のことが明らかになった。

最初に、農協には、一般市民と農家の参加を促すようなきっかけづくりが求められる。それに当たるのが、研修の実施および研修修了時の援農ボランティアへの誘導である。また、研修生の募集にあたっては、より多くの人アクセスできるよう、広く周知するための工夫が必要となる。次に、両者を実際の援農活動に定着させるための枠組みづくりが求められる。そのためには両者に満足感を与えることが必要であることから、適切なマッチング、人的交流・仲間づくりの場の提供、作業と報酬のバランスの確保、連絡方法の簡便化が求められるのである。

目 次

はじめに

1 援農ボランティアの概要と課題

(1) 概要

(2) 課題

2 事例の実態

(1) JA相模原市

(2) JA東京むさし三鷹支店

(3) JAなんすん

(4) JA横浜

3 考察

— 定着のためのポイント —

(1) 参加を促すためのきっかけづくり

(2) 定着のための枠組みづくり

おわりに

はじめに

高齢化や後継者不足などに伴い、農業における人手不足が深刻な問題となっている状況下、援農ボランティアの取組みが注目される。援農ボランティアの明確な定義はないが、例えば静岡市によると、「後継者不足や高齢化による人手不足に悩む農業者と農業をサポートしたい消費者を結ぶ事業」であり、農業に触れたい一般市民、人手不足を解消したい農家、農地保全を目指す行政から、この取組みへの期待が高まっているのである。

ところが、一般市民からすると、援農に関わることへのきっかけが少なく、知らない業界への不安もある。農家からすれば、援農参加者への気遣いが必要になることや、受け入れるための手間への不安などがある。そのため、この取組みを定着させるためには、一般市民と農家の参加を促し、両者をつながられる仲介機関の働きがきわめて重要になる。

このような状況下、農協は農家との密接な関係があることに加え、准組合員や地域住民との接点も多いなど、仲介機関として非常に適していると考えられる。また、援農ボランティアの取組みにより、地域農業振興への貢献が可能となるため、仲介機関としての役割を果たすことは、農協にとってのメリットにもなる。

ただし、農協によるこの取組みは、筆者が知る限りでは1990年代には始まっている

ものの、農協が仲介機関になる場合であっても、一般市民と農家の参加を促してつなげ、定着させるためのノウハウといえるようなものがない。そのため、容易に取りかかることができる事業ではなく、現段階で、この取組みの大きな普及はみられない。

そこで本稿では、4つの農協の事例を取り上げ、農協がこの取組みを定着させるにあたってのポイントについて検討する。なお、「援農ボランティア」とは一般的に都市部での取組みを指す。そのため、本稿で事例とするのは、援農ボランティアに^(注1)取り組む都市部の農協である。

構成は以下のとおりである。1節では、援農ボランティアの概要と課題を紹介する。2節では、4つの農協の事例を取り上げ、実態を整理する。それを受け3節では、農協が一般市民と農家をつなぎ、この取組みを定着させるためのポイントについて、事例横断的に考察する。最後にまとめを行う。

(注1) 本稿で取り上げる事例を農林水産省「農業地域類型」でみると、JA相模原市、JA東京むさし三鷹支店、JA横浜の管内はいずれも「都市的地域」と区分されている。JAなんすんについては、管内である裾野市が「中間農業地域」となっているものの、その他の沼津市、清水町、長泉町は「都市的地域」と区分されている。以上から、4つの農協を都市部の事例と位置付けている。

1 援農ボランティアの概要と課題

(1) 概要

a 効果と仕組み

援農ボランティアの取組みによる効果は、八木・村上（2003）や江川（2007）などで

次のように説明されている。

援農参加者には、主に、農作業から得る憩いや健康の増進といった、保健レクリエーション効果がもたらされる。

受入農家には、主に、農業経営の所得向上効果がもたらされる。これは、援農参加者の労働力が直接的に経営の農業所得につながる「直接的生産効果」と、援農の導入により経営サイドに張合いや効率化が生じ、結果的に所得が増加する「生産誘発効果」に分類されるという。

また、派生的にもたらされる効果もある。都市農地の保全管理や緑地保全に加え、人的交流、仲間づくり、住民の農業への理解が深まることなどの効果である。

この援農ボランティアの取り組みでは、仲介機関が一般市民と農家の参加を促し、両者をつなぐことで、実際の援農が実施される。ただし、この取り組みは事例ごとに方法が異なるため、具体的な流れや作業内容等については、2節で各事例をみながら確認することにした。

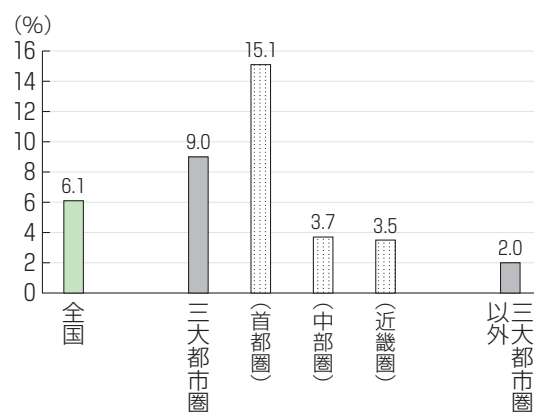
ここでは、報酬について確認しておく。報酬が一切ない場合がある一方で、「収穫物の持ち帰りがある」「昼食が提供される」「交通費の支給がある」などという場合もある。「援農ボランティア」という言葉から、報酬なしで援農を行うと想像されるケースが多いが、以上のような報酬がある場合もあり、それぞれの取り組みによって方法はさまざまである。

b 動向

近年、この取り組みは首都圏を中心とした三大都市圏での期待が大きい。農林水産省(2011)による地方自治体アンケートの結果を第1図でみてみよう。「市街化区域内で実施している施策・事業」として「援農ボランティアの育成・登録・派遣」と回答したのは全国で6%のところ、三大都市圏で9%、三大都市圏以外で2%となっている。三大都市圏のなかでも首都圏は最も高い15%である。また、第2図で「重要だと考える農業振興施策項目」をみると、「援農ボランティアの育成・登録・派遣」とした自治体が全国で24%だが、三大都市圏で30%、三大都市圏以外では15%となっている。

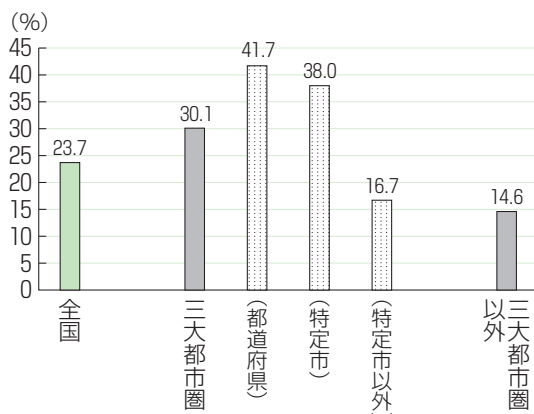
なお、八木・村上(2003)では、「援農ボランティア」について、「都市住民にボランティアとして農作業の手伝いをしてもらい、交流促進と生産性向上の両立を図ろうとするもの」としている。また、小柳(2016)では、「援農ボランティア」の参加者を「都

第1図 市街化区域内で実施している施策・事業
（「援農ボランティアの育成・登録・派遣」の
回答自治体数割合）



資料 農林水産省(2011)

第2図 重要だと考える農業振興施策項目
 (「援農ボランティアの育成・登録・派遣」の
 回答自治体数割合)



資料 第1図に同じ

市農業の近隣住民」と規定している。このように「援農ボランティア」とは、前述のとおり、基本的に都市部での活動を指すものといえる。ほかには、(一社)全国農協観光協会による「援農ボランティア」があり、これは、主に都市部の人々が農村部に出向き、援農を行う取組みである。また、農村部では「援農サポーター」「援農ワーカー」「援農隊」などと呼ばれる取組みもあるが、これらはいずれも、本稿で取り上げる「援農ボランティア」とは内容が異なるため、以下では、「援農ボランティア」に取り組む都市部の農協を事例とした検討を行うこととする。

(2) 課題

以上のように、首都圏を中心とする三大都市圏での期待が大きい援農ボランティアであるが、安藤・大江(2016)が「市民農園活動は歴史が長く全国で活動が盛んであるが、一方援農ボランティアは、活動の歴

史が浅くノウハウの蓄積が不十分で、円滑な活動を実施出来ていないものも多い」というように、依然として広く展開するといった状況には至っていない。

その要因は、次のように考えられる。同じく安藤・大江(2016)が「援農活動を活性化させる方法としては、参加者の増加と、在籍メンバーの参加頻度の向上が考えられる」といっているように、援農参加者の不足が、一因と考えられるのである。

一方、深瀬(2015)が「援農ボランティア希望者数に対して受入れ希望の農業者数が少ない」と問題提起しているように、受入農家の不足も、その一因といえる。江川(2007)や八木ほか(2005)によると、受入農家には、援農参加者への気配り・気遣いが必要であるという。それは、援農参加者が困らずに作業を進められているか、間違った作業をしていないか、ケガをしないかなどについてのことであろう。また、受入れのための準備にも負担・不安を感じる農家もいるという。そのため、人手不足の状況でも、援農ボランティアの利用に踏み込めない農家が多いのである。

このように、一般市民と農家の参加を促してつなげ、定着させていく難しさは、筆者が各農協で聞き取り調査を行った際にも頻繁に聞かれた。

以上から、この取組みを広く展開していくためには、仲介機関の役割を担う農協の役割がきわめて重要であると考えるのである。

2 事例の実態

農協が仲介機関となる際、両者の参加を促してつなげ、定着させるためにはどのようなことがポイントになるのだろうか。本節では、そのような問題意識を持ちつつ、この取組みを定着させている4つの事例の実態を整理する。事例とするのは、JA相模原市、JA東京むさし三鷹支店、JAなんすん、JA横浜である。これらの農協が援農ボランティアの取組みを始めたのはそれぞれ95年、01年、10年、12年である。この順にみていくこととしよう。

(注2) JA東京むさし三鷹支店と明記しているのは、支店単位で援農ボランティアの取組みを行っているためである。

b 活動内容

JA相模原市は、組合員の高齢化等を原因とする農作業の担い手不足の解消を目的として、95年にこの取組みを始めた。担当部署は営農部営農支援課で、同事業を行うため、他の業務との兼務で2人の職員を配置している。募集対象となるのは68歳以下の管内市民である。同JA・NPO援農さがみはら(注5)ら(以下「NPO」という)・相模原市の連携により、この取組みは実施されている。

第3図で、援農が行われるまでの流れをみていこう。JA相模原市が最初に実施するのが市民農業研修講座(以下「研修」という)である。研修の周知を行うため、同JAと相模原市では、それぞれの広報誌やホームページに募集内容を掲載するとともに、同JAの支店や公民館等に案内パンフレットを置

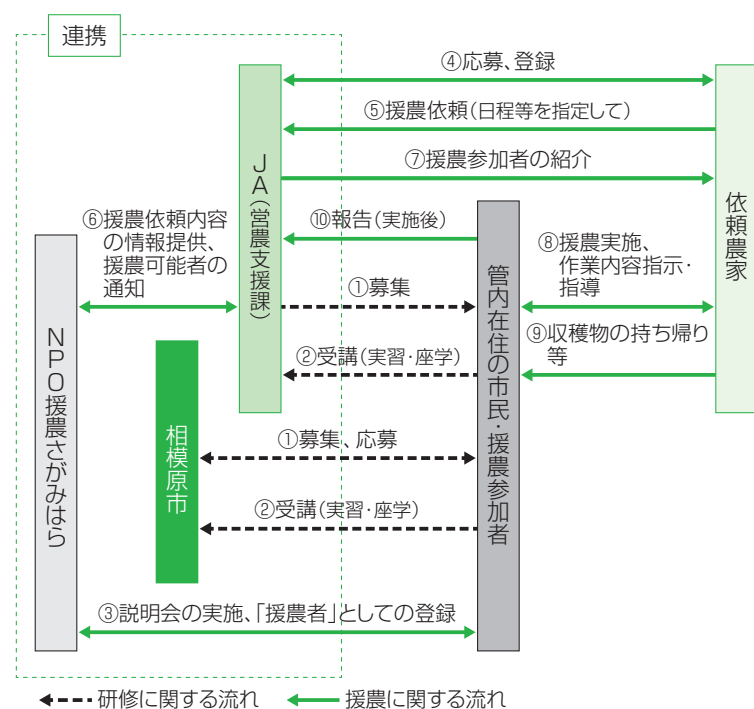
(1) JA相模原市

a JA相模原市の概要と

管内農業の特徴

JA相模原市は、神奈川県相模原市南区、中央区、緑区の一部を管内とする。19年2月28日現在の組合員総数は2万8,115人で、そのうち正組合員数は4,090人である。管内では、露地野菜を中心とした多品目の野菜が生産されているほか、鶏卵生産も盛んである。一方で、市民による「農業に触れたい」というニーズも高いという。

第3図 JA相模原市における援農ボランティアの流れ



資料 JA相模原市でのヒアリング結果をもとに作成

いている。^(注6)参加希望者は、相模原市農政課にはがきで応募する。後日、同JAにて希望者向けの事前説明会を開催し、3年間の研修修了後に援農に携わることが前提であること等の説明を行う。それを了承した希望者が、研修を受講することになる。

研修は、1年目のビギナーコースと2・3年目のサポートコースに分かれており、3年間で計75回開講される。受講料は無料で、研修のための費用はJA相模原市と相模原市で助成している。例年、閉講式の前に、NPO主催の説明会が開催され、修了予定者に対して「援農者」(会員)としての登録を呼びかけている。

次に、実際の援農についてみていこう。はじめに、農家が事業の利用を希望する場合、JA相模原市で仕組み等の説明を行い、農家がそれに同意すれば、「依頼農家」として登録される。そして、登録された依頼農家で援農の必要が生じた際、同JAへ援農を依頼する。これは、作業日の1週間前までとなっている。それを受けた同JAは、その情報をNPOへ電子メールで伝える。NPOでは、電子メールで会員の希望をとった後、マッチングを行い、結果を同JAへ伝える。それを受けた同JAは、依頼農家へ援農参加者を紹介する。そして、実際の援農が行われる。援農修了後、収穫物の持ち帰り等が行われる。

1回の作業は原則午前9時から午後4時までで、1日ばかりで行われる。作業内容は、露地野菜の収穫を中心に、その他多品目野菜の施肥・播種・定植・収穫など、簡

単で危険ではない手作業となっている。また、水田作業を行うこともある。ただし、いずれの場合も機械操作等の危険な作業は行わない。

実績をみると、サポートコース修了者数は累計600人を超えており、そのうち、18年度現在のNPO加入者数は90人で、実際の援農への参加者数は63人である。参加のべ人数は2,488人となっており、1人当たりで39回援農に参加したことになる。これは後述するJAなんすんとは対照的で、参加人数は多くないが、1人当たりの参加回数が多いため、参加のべ人数が非常に多くなっているのである。援農参加者は60歳代が中心で、「大好きな農作業で体を動かすことは健康に一番。私の生きがい」などの声があるという。

なお、援農参加者は3年間で計75回の充実した研修を受講していることに加え、1人当たりの援農回数がかなり多い。また、NPOはJA相模原市より活動助成の一環として農作業委託を受けるなど、農業により深く関わりたい人々が集まっている。このようなことから、熟練度の高い援農参加者が多いといえる。

依頼農家数は、18年度で44戸となっている。依頼農家からは「ヤマトイモの場合、家族だけでは3反が限界だ。援農さんのおかげで1町歩以上に規模拡大できた。本当に感謝している」など、好評という。^(注8)

(注3) JA相模原市では、この取組みを「援農システム」、取組みへの参加者を「援農者」と呼んでいるが、本稿では他の事例と統一するため、それぞれ「援農ボランティア」「援農参加者」と呼

ぶこととする。なお、連携先である相模原市ホームページには「援農ボランティア」という表現が使用されている。「依頼農家」という表現については、他の事例と統一することなく、そのまま「依頼農家」とする。それは、同JAによるこの取組みの場合、同JAが農家を募集することではなく、農家の希望により登録され、その登録された農家が依頼して実際の援農が行われるという仕組みとしているためである。

(注4) JA相模原市提供資料より。

(注5) NPO援農さがみはらは研修修了者で構成されており、岩崎(2019)によると、援農参加者の組織化の一端を担っているという。事務所をJA相模原市の敷地内に置き、同JAから作業委託も受けるなど、緊密な関係にある。

(注6) 日本協同組合連携機構(2018)より。

(注7) 岩崎(2019)より。

(注8) 援農参加者・依頼農家の声とも日本協同組合連携機構(2018)より。

(2) JA東京むさし三鷹支店

a JA東京むさしの概要と管内農業の特徴

JA東京むさしは、東京都三鷹市、小平市、国分寺市、小金井市、武蔵野市を管内とする。19年3月31日現在の組合員総数は2万8,970人で、そのうち正組合員数は3,190人である。管内では、多品目の野菜が生産されている。三鷹市による市民農園や同JAによる体験農園の人气が高く、「農業を行いたい」「土いじりがしたい」というニーズが高い地域であるという。

b 活動内容

高齢化・後継者不足等による人手不足が問題になっていた際、(公財)東京都農林水産振興財団(以下「振興財団」という)から「東京の青空塾事業」の取組みの紹介を受け、01年よりこの事業が開始された。目的は、「養成したボランティアを農家へ派遣、農家と共に新鮮で良質な農産物等の生産を

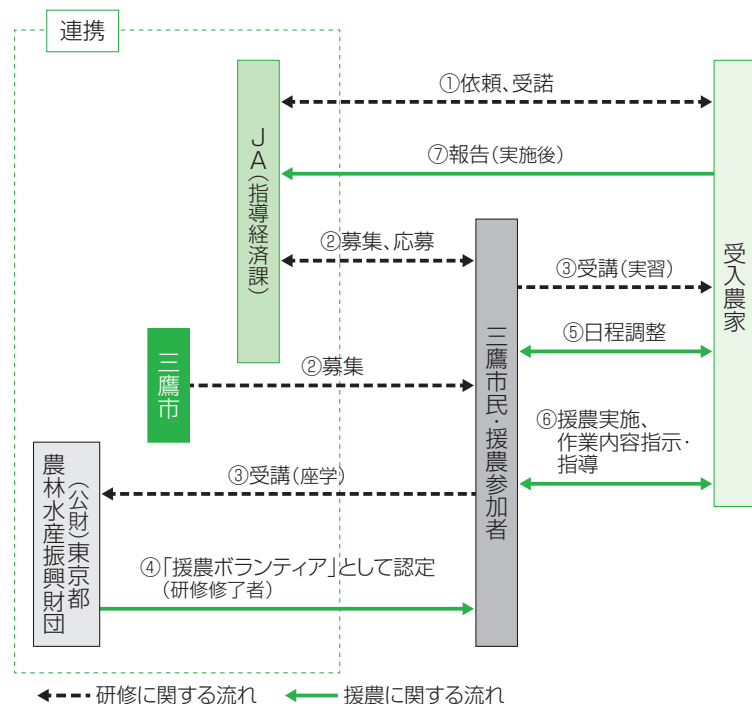
担ってもらう^(注9)」こととしている。担当部署はJA東京むさし三鷹支店(以下この項内「三鷹支店」という)指導経済課で、同事業を行うため、他の業務との兼務で2~3人の職員を配置している。募集の対象となるのは20歳以上の三鷹市民である。三鷹支店・振興財団・三鷹市の連携により、この取組みは実施されている。

第4図で、援農が行われるまでの流れをみていこう。最初に「援農ボランティア養成講座」(以下「研修」という)の周知を行うため、三鷹市がその情報を市報・ホームページなどに掲載するのに加え、三鷹支店ではポスターを貼るなどしている。希望者は、はがきで三鷹支店指導経済課に応募する。研修先の農家は、三鷹支店が各農家に依頼して集めている。

研修の期間は1年間で、座学2回、現地視察研修会1回、農家での実習10回以上、計13回以上となっている。受講生は、三鷹市が独自で行う開講式に参加する。そして、座学は振興財団に出向くが、現地視察研修会は三鷹市農業祭への参加であり、実習は三鷹市の農家で行われる。研修修了時の閉講式では振興財団から受講生へ「援農ボランティア」としての認定証が授与されるが、それは三鷹市独自で行われる。ただし、その会場は、三鷹支店が用意している。閉講式の後には、過去の修了者も加わり、交流会が開催されるという。

座学の費用は振興財団が負担する。実習の費用は、三鷹市からの助成を受けた三鷹支店により受入農家に支払われている。開

第4図 JA東京むさし三鷹支店における援農ボランティアの流れ



資料 JA東京むさし三鷹支店でのヒアリング結果をもとに作成

講式・閉講式の費用も同様に、助成金から支払われている。交流会の費用は三鷹支店が負担している。受講料は無料である。ただし、損害保険料のみ受講生の自己負担となっている。

次に、実際の援農についてみていこう。三鷹支店では、1年目の実習先の農家が、2年目以降の援農先になるという方法をとっている。そのため、援農が必要になると、受入農家から援農参加者に直接連絡し、日程調整をして、実際の援農が行われる。援農終了後は受入農家から三鷹支店に報告書が提出される。

1回の作業時間は原則半日となっている。作業内容は、多品目野菜の収穫や除草など、簡単で危険ではない手作業であり、機械操作等の危険な作業は行わない。援農参加者

への報酬はない。

実績をみると、19年度までの「援農ボランティア」の認定者数は累計240人で、そのうち、19年度の援農参加者数は60人となっている。援農参加者の平均年齢は60歳ほどである。援農参加者からは、「普段できない畑いじりができる」「土に触れられる」「収穫できる喜びを感じる」など、好評であるという。

取組み開始から19年度までの研修の受入農家数は累計32戸で、19年度は4戸である。

同年度に実際の援農を受け入れた農家数は14戸となっている。受入農家からは、「作付けを維持できるのは援農参加者のおかげ」「援農参加者を含めた作業の流れができあがっているので、援農参加者がいないと栽培ができない」「地域の人々との交流のために参加している」など、好評という。援農参加者の労働力を見込んでハウスを増やしている受入農家もいるとのことであった。

(注9) 三鷹支店提供資料より。

(3) JAなんすん

a JAなんすんの概要と管内農業の特徴

JAなんすんは、静岡県沼津市の戸田地区・井田地区を除く地域、裾野市、駿東郡の長泉町と清水町を管内とする。19年3月31日現在の組合員総数は3万9,235人で、そ

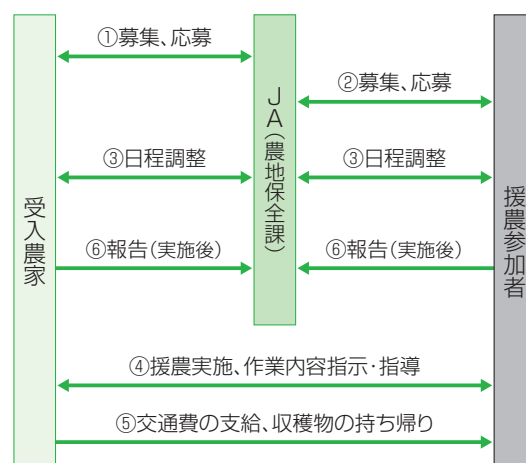
のうち正組合員数は8,083人である。管内の農業は、みかんと茶が中心となっている。管内では、(公財)沼津市振興公社が行う市民農園全189区画に空きがないなど、一般市民の農業へのニーズは高い。^(注10)

b 活動内容

JAなんすんでは、みかん収穫の労働力不足を補う目的で、10年からこの取組みを始めた。担当部署は営農部農地保全課で、同事業を行うため、他の業務との兼務で1人の職員を配置している。募集の対象となるのは18歳以上であり、居住地や組合員資格等の制限はない。同JAは、上記2つの農協とは異なり、農協単独でこの取組みを実施している。

第5図で、援農が行われるまでの流れをみていこう。他の農協との大きな違いは、作業内容の簡易な説明を行うにとどめ、研修を実施していないことである。その都度、JAなんすんは、受入農家の募集を生産部会にも協力してもらい、同JAでとりまとめを行った後、広報誌・ホームページ・チラシ・市報等で援農参加者を募集する。希望者は参加希望日等を記した申込書を各支店に提出する。それを受け、同JAが両者と日程調整を行い、実施日を決定して、援農が行われる。この日程調整の際、天候不順による中止等に備え、双方に先方の連絡先を知らせている。援農実施後、受入農家から援農参加者に交通費一律1,000円が支給される^(注11)のに加え、収穫物の持ち帰りがある。その後、援農参加者と受入農家から同JAへ報告

第5図 JAなんすんにおける援農ボランティアの流れ



資料 JAなんすんでのヒアリング結果をもとに作成
(注) 受入農家の募集には、生産部会の協力がある。

が行われる。

なお、受入農家と援農参加者が顔なじみになった場合などは、両者による直接のやり取りで援農を行うこともある。その場合、援農実施前に、受入農家からJAなんすんへ、参加者等について報告されることになっている。

1回の作業は午前8時から午後4時など、1日ばかりで行われる。作目は特産品5品目である西浦みかん、長泉四ッ溝柿、愛鷹山麓ぬまづ茶、キンカンこん太、長泉白ネギにほぼ限定し、作業も収穫・出荷等に限定することで、研修を受講していなくても参加できるようにしている。ボランティア活動共済保険料はJAなんすんが負担している。

実績をみると、18年度の援農参加者数は以下のとおりである。西浦みかん42人(のべ578人)、長泉四ッ溝柿74人(同227人)、愛鷹山麓ぬまづ茶42人(同109人)、キンカン

こん太29人（同104人）、長泉白ネギ22人（同229人）で、参加のべ人数の合計は1,247人となっている。1人当たり参加回数は、それぞれ13.8回、3.1回、2.6回、3.6回、10.4回である。先述したJA相模原市と比較して1人当たりの参加回数は少ないが、参加者数が多いため、参加のべ人数では1,200人超に達している。参加者の平均年齢は70歳代前半である。「地元の特産品に親しみながら、ボランティア同士でも仲を深めることができるのも楽しい」「手摘みでの茶摘み作業をすることで、沼津茶をより身近に感じ、とても良い経験ができた」など援農参加者からは好評で、70～80%がリピーターになっているという。

18年度の受入農家数は、西浦みかん38戸、長泉四ッ溝柿の摘果4戸・収穫8戸、愛鷹山麓ぬまづ茶2戸、キンカンこん太の摘果3戸・収穫3戸、長泉白ネギ3戸である。JAなんすんが各部会に依頼し、受入農家数が増えるよう、農家に声をかけてもらった結果、受入農家数は増加しているという。また、同JAが、農家に対して所得効果などを説明してきたことも効果を生んでいる。「作業効率も上がり、同じ作業をする仲間がいることで仕事に張合いが生まれている」「援農ボランティアのおかげで一日に収穫できるミカンの収穫量が格段に増えた」など、受入農家からも好評である。^(注12)

(注10) 同財団のホームページ

<https://numazu-kousya.jp/saien/index.html>
(2020年2月14日参照)より。

(注11) 特産品5品目である西浦みかん、長泉四ッ溝柿、愛鷹山麓ぬまづ茶、キンカンこん太、長泉白ネギのうち、長泉白ネギを除く4品目で収

穫物の持ち帰りが行われている。

(注12) 援農参加者の声・受入農家の声とも、広報誌『なんすん』2017年9月号より。

(4) JA横浜

a JA横浜の概要と管内農業の特徴

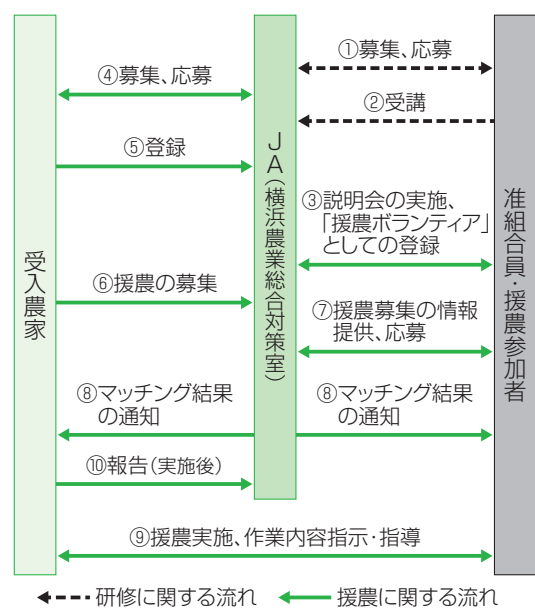
JA横浜は、横浜市全域を管内とする。19年3月31日現在の組合員総数は6万8,587人で、そのうち正組合員数は1万1,706人である。管内では、キャベツなどの野菜を中心とした少量多品目栽培を行う農家が多い。一方で管内では、定年退職後の高齢者を中心に農業への関心が高く、体験農園や市民農園は盛況で、行政による援農ボランティアも盛んに行われている。

b 活動内容

JA横浜は、農家の高齢化や後継者不足が問題となるなか、12年、組合員同士の助け合いを理念に、農業経営を維持する営農サポートおよび遊休農地対策等の活動を目的として、この取組みを始めた。^(注13) 担当部署は横浜農業総合対策室で、同事業を行うため、他の業務との兼務で6人の職員を配置している。募集の対象となるのは20～70歳の准組合員である。JAなんすんと同様、同JAはほかと連携することなく、単独でこの取組みを実施している。

第6図で、援農が行われるまでの流れをみていこう。最初にJA横浜では、准組合員を対象に、援農ボランティアになることを前提とした「援農ボランティア養成研修」^(注14)（以下「研修」という）の募集を行い、その応募者に対し、1年間で6～7回の研修を

第6図 JA横浜における援農ボランティアの流れ



資料 JA横浜でのヒアリング結果をもとに作成

実施する。この研修は、毎回同じ地区で行われるのではなく、各回で地区を変えて募集・開催されているのが特徴的である。募集は、准組合員対象の機関誌やチラシで行っている。受講料は無料であり、ボランティア活動保険料や名札・帽子の費用も同JAが負担している。そして修了者を対象とした説明会を開催し、援農への誘導を行い、希望者を「援農ボランティア」として登録している。この説明会では、両者のトラブルを防ぐため、援農を行う際の心得やマナーなども伝えている。

実際の援農についてみると、はじめにJA横浜が受入農家を募集し、応募してきた農家を登録する。そして、その受入農家で援農が必要になった際は、作業を行う2週間前までに同JAの各支店を通じて依頼する。それを受けた同JAはその内容を「援農ボランティア」登録者に電子メール・郵送で送

る。それを受け、希望者が同JAへその旨を電子メールか電話で伝える。そして、同JAがマッチングを行い、結果を両者に伝えた後、実際の援農が行われる。援農終了後には受入農家から同JAへ報告が行われることになっている。援農参加者への報酬はない。

1回の作業は3時間以内となっており、作業内容はほ場の除草・堆肥散布・播種・定植・収穫・出荷の準備と調整・ほ場の片付けなど、簡単で危険ではない手作業のみである。機械作業、高所作業、農薬散布、車両運転などは行わない。

実績をみると、17年度までに計4回の研修が開講され、修了者数は累計136人である。そのうち「援農ボランティア」として登録されているのは、19年8月時点で64人となっている。19年度における実際の援農参加者数は約20人であるが、援農希望者数は約50人である。^(注15) 援農参加者は60歳以上が中心で、「援農により、横浜の農業を応援したいとの思いで参加し、やりがいを感じている」など好評を得ており、何度も参加を希望するボランティアが多い。

19年度の受入農家数は約15戸である。受入農家からも「忙しいときに1人でも多く手伝ってもらえてとても助かる」「これからも依頼したい」など好評であり、こちらもリピーターが多いという。

(注13) JA横浜提供資料より。

(注14) 17年度までは「農業体験講座」という名称だった。19年度からJA横浜では、援農ボランティアを「制度化」し、援農ボランティアとして活動することを前提として研修を開講するなど、准組合員と受入農家がより本格的に援農活動に携わる仕組みとなるよう進めている。

(注15) 19年度から「制度化」を始めたところであることから、仕組みの変更等が生じているため、参加者数と希望者数にやや開きがあると考えられる。

3 考察

—定着のためのポイント—

農協仲介による援農ボランティアの取組みを定着させるためには、一般市民と農家の参加を促すこと、および実際の援農活動における満足度を高めることが求められる。本節ではそれらのポイントを明示するため、前節で取り上げた4つの事例を横断的に考察する。最初に両者の参加を促すためのポイントについて、次に実際の援農活動に両者を定着させるためのポイントについてみていくこととする。なお、第1表は、各事例の特徴をまとめたものである。

(1) 参加を促すためのきっかけづくり

援農活動に関心はあるものの、農業を行ったことがなく、参加を躊躇^{ちゅうちよ}する一般市民にとって、参加のきっかけが必要である。

そのために、まずポイントになるのが研修の実施である。研修は、保健レクリエーション効果に重点を置くか、あるいは労働力不足の補強に重点を置くかなど、実際に行われる援農のスタイルを想定して行われているため、実際の援農を行うための知識や技術が身につくようになっている。農家からみても、援農を想定した研修の修了者を受け入れることになるので、安心感があり、教える手間が省け、受け入れやすい。

その研修の受講生募集のためには、仲介機関による周知が必要である。農協単独でこの取組みを行っている場合は機関誌や募集用チラシの配布などで行い、連携している場合であれば連携先である行政の広報誌等でも宣伝することで、より広く周知できる方法が採られている。また、JA相模原市の取組みでは、相模原市が受付窓口になることで、農協を利用したことのない一般市民でも気軽に申し込めるようにしている。

研修修了の際には、修了者を実際の援農へ誘導することが求められる。そのために、研修修了時に説明会を開催し、研修で身につけた技術を試してみたいという修了者の気持ちを後押しすることにより、登録者を確保している。この説明会では、農家の受入れが進むよう、援農参加者が援農を行う際の心得やマナーなども伝えられる。また、JA東京むさし三鷹支店のように、修了者を誘導する機会はないが、研修先と援農先を同一の農家とすることで、援農に参加しやすくしている。受入農家としても、研修と実際の援農の参加者が同一人物なので、研修が関係構築の場にもなり、受け入れやすくなっている。

なお、JAなんすんの場合、研修を行わないことに加え、誘導の機会もないが、参加資格に居住地などの制限を設けず、研修を受けなくても可能な作業に限定することにより、多くの参加者が集まっている。これは、JA相模原市とは対照的で、援農参加者1人当たりの参加頻度は低いが、参加のべ人数は多くなっている。

第1表 各事例の特徴

			JA相模原市	JA東京むさし 三鷹支店	JAなんすん	JA横浜	
基本情報	活動開始		95年	01年	10年	12年	
	体制		連携 (NPO援農さがみはら・ 相模原市と)	連携 ((公財) 東京都農林水産 振興財団・三鷹市と)	JA単独	JA単独	
	対象		管内の市民、68歳以下	三鷹市民、20歳以上	制限なし、18歳以上	准組合員、20～70歳	
特徴	援農前	研修の実施		3年間、計75回	1年間、計13回以上	なし	1年間、計6～7回
		研修の募集		JAと市による募集、 受付は市	JAと市による募集	なし	JAによる募集、 各地区で
		援農への誘導		修了者へのNPOに よる説明会	なし	なし	修了者へのJAによる 説明会
	援農活動	援農参加者の募集		なし (登録者への呼びかけ)	なし (受入農家とのやり取り)	広報誌・HP・チラシ・ 市報等で	なし (登録者への呼びかけ)
		受入(依頼)農家の 募集		募集はしない。 農家からの依頼	JAが行う	JAと生産部会が行う	JAが行う
		マッチング		NPOが行う	援農参加者と 受入農家でやり取り	JAが行う (直接のやり取りも)	JAが行う
		作業時間		1日	半日	1日	半日
		作目		多品目野菜・水稲	多品目野菜	主にみかん・柿等の 5品目	多品目野菜
		作業内容		収穫等簡単な作業 (水田作業も)	収穫等簡単な作業	主に収穫作業	収穫等簡単な作業
		報酬		収穫物の持ち帰り等	報酬なし	交通費の支給、収穫物 の持ち帰り(注2)	報酬なし
		連絡方法	援農依頼	(依頼農家→JA) 電話または窓口	(受入農家⇄援農参加者) 両者に都合の良い 方法でやり取り	(受入農家→JA) 支店で申込書を提出、 HPの応募フォーム からも可能	(受入農家→JA) 支店で申込書を提出
			参加希望	(援農参加者→NPO →JA) 電子メール		(援農参加者→JA) 支店で申込書を提出、 HPの応募フォーム からも可能	(援農参加者→JA) 電子メール、電話
		実績 (注1)	援農 参加者数	63人、のべ2,488人	60人	みかん42人など、 のべ1,247人(5品目計)	約20人
			受入(依頼) 農家数	44戸	14戸	みかん38戸、 茶2戸などのべ61戸 (5品目計)	約15戸

資料 各JAでのヒアリング結果をもとに作成

(注) 1 実績の年度は、JA相模原市18年度、JA東京むさし三鷹支店19年度、JAなんすん18年度、JA横浜19年度である。

2 特産品5品目のうち、長泉白ネギ以外の4品目で、収穫物の持ち帰りが行われている。

(2) 定着のための枠組みづくり

この取組みを定着させるためには、実際に援農を行う際、一般市民と農家が参加しやすく、満足感を得やすい環境とすることが求められる。

そのためにはまず、適切なマッチング作業を行うことが必要である。JA相模原市の

ように両者を熟知したNPOがマッチングを行えば、両者の満足感を高めることになる。JA横浜のように多くの職員を配置し、参加者のニーズを把握したうえでマッチングを行う方法も効果的である。JA東京むさし三鷹支店のよう、研修先と援農先の農家を同一にすることで、当事者である両者にそ

の役割を委ねる方法は、両者が良好な関係を築くことが条件になるとはいえ、研修の段階から両者の関係構築が始まっているので、高い定着度が期待できる。JAなんすんは、顔なじみになると直接のやり取りを行うよう勧めている。

また、農作業の従事にとどまるのではなく、人的交流・仲間づくりの場となるような工夫も必要である。^(注16)交流を楽しみにして参加しているという援農参加者・受入農家の声があったように、そのような場を設けることで、両者の満足感を高めることができる。JA東京むさし三鷹支店が開催する修了者交流会は、その1つである。JA相模原市のように、3年間の研修を経て修了者がNPOに加入し、高い頻度で援農に参加することも、仲間づくりの場として有効である。援農参加者と受入農家との直接のやり取りを積極的に取り入れることも、両者の仲を深めることにつながる。

作業と報酬のバランスをとることも、両者の参加意欲を高めるために重要である。援農参加者の保健レクリエーション効果を重視するなら報酬なしとし、半日の簡単な手作業として参加者に無理をかけないようにする方法が効果的である。この方法なら、受入農家の手間も少なく済む。援農参加者のより強い農業への意欲を重視するなら、1日作業を行ってもらい、収穫物の持ち帰り等を行う方法が効果的である。そうすることで、参加者の充実感・達成感を高めることができる。またそれにより、受入農家の所得への効果も期待できる。JAなんすん

のように、商品単価が高く適期の短い作目の収穫など、スポット的に不足する労働力を補いたい場合も、1日の作業とし、交通費の支給や収穫物の持ち帰りのある方法が適しているといえるだろう。

援農参加者と受入農家の参加意欲の低下を防ぐために、煩わしいやり取りをなるべく排除し、連絡方法を各々のニーズに応じた簡便なものにすることも重要である。高齢者の援農参加者が多いことから、電子メールの利用に加え、郵送・電話なども有効である。

また、農家の参加を促すには、JAなんすんが行うように、生産部会にも協力してもらって募集することや、農家への所得効果の説明などが効果的である。

(注16) 江川 (2007)、安藤・大江 (2016)、岩崎 (2019) などでも、人的交流と仲間づくりの重要性が指摘されている。

おわりに

本稿では、農協仲介による援農ボランティアの取組みが定着するためのポイントについて検討した。結論は以下のとおりである。

まず、農協には、一般市民と農家の参加を促すようなきっかけづくりが求められる。それに当たるのが、研修の実施および研修修了時の援農ボランティアへの誘導である。また、研修の募集にあたっては、より多くの人がアクセスできるよう、広く周知するための工夫が必要である。

次に、一般市民と受入農家を実際の援農に定着させるための枠組みづくりが求めら

れる。援農活動への定着のためには、両者に満足感を与えることが必要であることから、適切なマッチング、人的交流・仲間づくりの場の提供、作業と報酬のバランスの確保、連絡の簡便化などが求められる。

なお、本稿では触れなかったが、各事例では、負担軽減のための工夫もあった。例えば、JAなんすんのように研修を行わない方法は、その1つである。連携先のNPOや行政等と役割分担・費用分担することでも、農協の負担は軽減される。援農参加者と受入農家による直接のやり取りを勧めることで、マッチング等の負担も軽減される。援農ボランティアの事業実施において、農協の収入はほぼないことから、この取組みの定着のためには、以上のような負担軽減が必要であり、そのポイントについてより詳しく検討することが求められるといえる。これについては、今後の課題としたい。

<参考文献>

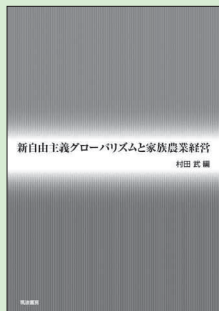
- ・安藤裕貴子・大江靖雄（2016）「援農ボランティアの参加頻度の決定要因分析—千葉県我孫子市を対象として—」『農業経済研究』第87巻第4号、418～423頁
- ・岩崎真之介（2019）「市民と農をつなぎ、市民同士を結びつける援農システム—JA相模原市・NPO援農さがみはら（神奈川県）の取り組み—」『月刊JA』Vol.773、10～14頁
- ・江川章（2007）「援農活動の実態と今後の課題—東京都における援農ボランティア—」『農業協同組合経営実務』第62巻第8号、36～41頁
- ・尾高恵美（2017）「人手不足の柑橘農家と援農ワーカーのマッチング—八幡浜お手伝いプロジェクトの取り組み—」『農中総研 調査と情報』web誌、7月号、14～15頁
- ・小野晶子（2006）「調査の概要と報告書の構成」『NPOの有給職員とボランティア—その働き方と意識—』労働政策研究報告書No.60、5～20頁
- ・小野智昭（2019）「無償農業ボランティアの作業条

件と作業環境」『農業経済研究』第91巻第3号、384～389頁

- ・草野拓司（2019）「JA横浜による援農ボランティアの取組み」『農中総研 調査と情報』web誌、11月号、24～25頁
- ・小柳洋子（2016）「個人仲介型援農の意義と可能性—神奈川県藤沢市における援農の事例から—」『農村生活研究』第59巻第2号、14～21頁
- ・小柳洋子・田畑保（2012）「生消交流における援農と農作業体験、産地訪問の意義」『明治大学農学部研究報告』第62巻第2号、49～59頁
- ・今野聖士（2019）「援農ボランティア事業の実施に係る経緯と展開」『地域と住民—コミュニティケア教育研究センター年報—』第3号、31～40頁
- ・佐藤忠恭（2017）「都市農業における援農活用農家に求められる要件—神奈川県内を事例として—」『神奈川県農業技術センター研究報告』第161号、25～34頁
- ・敷田麻実（2010）「援農という希望」『東白川都市交流促進事業農的暮らしセミナー実績報告書』19～24頁
- ・東京都農林水産振興財団（2018）『農作業サポーター・ボランティア取り組み事例集』
- ・日本協同組合連携機構（2018）「⑥援農システム—JA相模原市—」『JAの農業労働力支援に関する調査結果』37～41頁
- ・農林水産省（2011）『都市農業に関する実態調査（農村振興局）』
- ・深瀬浩三（2015）「都市農業の新たな担い手としての援農ボランティア」『地理』第60巻第7号、42～49頁
- ・船戸修一（2013）「『援農ボランティア』による都市農業の持続可能性—日野市と町田市の事例から—」『サステナビリティ研究』第3号、75～83頁
- ・八木洋憲（2006）「都市農地の保全と市民参加型経営」八木宏典編著『農業経営の持続的成長と地域農業』養賢堂、137～151頁
- ・八木洋憲・村上昌弘（2003）「都市農業経営に援農ボランティアが与える効果の解明—多品目野菜直売経営を対象として—」『農業経営研究』第41巻第1号、100～103頁
- ・八木洋憲・村上昌弘・合崎英男・福与徳文（2005）「都市近郊梨作経営における援農ボランティアの作業実態と課題」『農業経営研究』第43巻第1号、116～119頁
- ・渡辺啓巳・八木洋憲（2006）「援農システム普及の課題と可能性に関する考察」『農村生活研究』第49巻第3号、6～12頁

（くさの たくじ）

発刊のお知らせ



新自由主義グローバリズムと 家族農業経営

村田武 編著

2019年12月27日発行 A5判303頁 定価3,000円(税別) (株)筑波書房

編者とその共同研究者は、国連総会が「家族農業の10年」や「農民と農村住民の権利宣言」を採択し、「国連サミット」(2015年)が「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)を採択して、SDGsの目標達成のための主たる担い手が小規模家族農業経営にあるとする主張を支持する。本書は、そうした認識をアグリビジネス多国籍企業を批判することにとどめず、アグリビジネス主導の「農業の工業化」ではなく、小規模家族農業経営の「自然と人間との物質代謝」の再生をめざす環境にやさしい農業と、都市と農村を結ぶ新たな食料運動の発見につなげようとしたものである。・・・はじめに(村田武)より

なお、本書は筑波書房創立40周年記念出版として企画された2巻本の1冊であり、もう1冊は田代洋一氏・田畑保氏編『食料・農業・農村の政策課題』である。

目 次

序章 「新自由主義グローバリズム」と家族農業経営(村田武)

第Ⅰ部 アメリカ北東部ニューイングランドにみるオルタナティブ

- 第1章 マサチューセッツ州の「ローカルフード」運動(椿真一)
- 第2章 ニューイングランドの酪農協同組合と小規模酪農(佐藤加寿子)
- 第3章 マサチューセッツ州の都市近郊農場と保林地役権(橋本直史)

第Ⅱ部 EUにおける農政と家族農業経営の現段階

- 第4章 EU共通農業政策(CAP)の新段階(平澤明彦)
- 第5章 ポーランドの家族農業経営と今後の課題(弦間正彦)
- 第6章 イギリスの家族農業経営とブレグジット農政改革(溝手芳計)
- 第7章 ドイツ・バイエルン州にみる家族農業経営(河原林孝由基)
- 第8章 フランス・ブルターニュにみる家族農業経営——酪農を中心に——(石月義訓)
- 第9章 イタリアにおける「ショートフードサプライチェーン」の展開と小規模家族農業(岩元泉)

購入申込先……………(株)筑波書房

TEL 03-3267-8599

問合せ先……………(株)農林中金総合研究所

TEL 03-6362-7735

緊急時に露わになる人間性

本稿執筆時(3月上旬)と掲載時(4月)の間に、新型コロナに対する日本国内および世界の状況がどう変化しているかはわからない。だが、中国湖北省武漢を皮切りに世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、感染症という病気への対応だけでなく、こうした予期せぬ危機に対応する我々の人間性について、様々な深部を意図せずに露わにしている。いくつかの事例を示しつつ、考えてみたい。

1 国会

審議事項はいずれも重要なことだが、延々と「桜」の話が続ける場面を見せられ、支持政党にかかわらず「今はそれどころではないだろう」との印象を受けた国民は多いのではないだろうか。同時に、古い映画のタイトルではないが、今、そこにある危機が「感染症」という目に見えないウイルスであるにもかかわらず、ひとつ所に多人数が集まり討議を行うこと自体が最もハイリスクであることを考えると、信じられないとしか言いようがない。

さらに言えば、そうした中で出された様々な施策について、後出しで声高に批判することは可能だが、それが出来るなら何故、事の優先順位を考慮して、与野党一致した上で正面からまず感染症対策に取り組まなかったのか。少なくとも筆者達、メディアを通じてしか状況がわからない者には、季節外れの「桜」に費やした時間があれば、より有効な手立てが打てたのではないかとの感が否めない。政党にかかわらず、国難に対して協力する姿勢が見えなかった点は、状況判断の甘さだけでなく、普段何を考えて活動しているのかを見事に示している。

2 企業・従業員・家族

海外活動、とくに中国や他のアジア地域と多くのビジネスを抱えている企業は大変である。駐在員を呼び戻してしまえば現地での仕事にならないし、付随同行している家族への対応もある。感染拡大初期にはチャーター機で現地の自国民の帰国手配をしたが、ようやく帰国しても国内での隔離滞在をめぐり心無い発言や報道、そして感染者だけではなく対応をした政府職員にも犠牲者が出ている。

誰もが不安になる中で、一番不安なのは当の感染者あるいは感染可能性が高い人達、そしてその人達と日常業務で接する人達である。報道内容を見る限り、

現場での実務が集中して精神のバランスを崩したようだが、どこかで過剰な負担を現場の特定個人に押しつけたのかどうか、これこそ本当に追求しなければ残された家族はたまらない。

また、自国政府が帰国手配せず、現地に取残された途上国の留学生などについて、本来の国際協力の立場から言えば、先方が受けるかどうかは別として、何等かの支援・協力の提案があっても良かったのではないかと思う。自分達が帰国するのは安心かもしれないが、現地に残された仲間を思うと複雑な気持ちになることは間違いないであろう。

そして、国内の企業組織内では恐らく何度も対策会議が開かれているのかもしれないが、その場所と方法自体が感染症にとってはハイリスク・ゾーンであることすら我々は忘れがちである。この時期に、いつもの会議室でいつも通り集團会議を実施するとしたら、やはり主催者の「感度」を疑わざるを得ない。

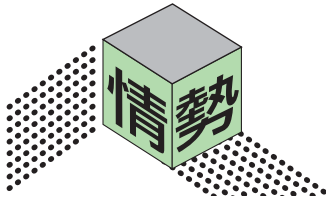
3 日常生活

マスクに象徴される。気が付いてみればどこにでも溢れていたマスクは今や貴重品である。「テンバイ(転売)ヤー」と呼ばれる人達がこの機会に大量に仕入れ高値で売却し、いくら儲けたなどという情報が普通に流れている。普段1箱500円程度のマスクが10倍以上になり、そのような販売を運営サイトが禁止すると、今度は定価を変えずに送料を通常の何倍にもするなど、足元を見た商売が横行している。

一部のSNSでは、マスクを買うためにドラッグストアに並ぶ人達を写す写真が出されている。それ自体はまだ赦せても、そこで並ぶ人達を揶揄するようなコメントを見ると、投稿者やコメントを残す人間の良識を疑わざるを得ない。困っている人を助けるという気持ちがあれば、そのようなものに「いいね！」など付けられないはずだ。どこかに自分は違うという意識があるからこそ、絶対安全圏からのおかしな写真やコメントが氾濫する。

今回のような危機は、普段、ものの見事に美辞麗句や派手な衣装振舞いで覆い隠され、誤解していた人間の本性が如実に表れる。見えなくても困るが、見えてしまうと悩むものは本当に多い。

(宮城大学 教授 三石誠司・みついし せいじ)



広がりをもせつつある協同組合間連携について —— 2 県域の事例から ——

理事研究員 小野澤康晴

はじめに

2012年の国際協同組合年において、全国および県域で記念事業等の実行機関として協同組合連携組織の結成や強化がなされ、そうした取組みの発展のなかで18年には日本協同組合連携機構（JCA）が設立されるなど、近年協同組合間連携の動きは広がりをみせている。多くの県域における協同組合連携組織（県組織）の発足やJCAによる県組織の全国交流会議開催など様々な働きかけもあり、連携の取組みは各地で着実に増加しつつある。

JCAのアンケート（19年2月実施）によれば41の都道府県で県組織が存在し、具体的な連携の取組みは170件を超えている。その内容も学習会・協同組合デー（50）、協同組合デー以外のイベント（49）、植林・清掃・環境保護活動（18）、健康づくり（7）、協同組合間の相互協定（6）、子ども食堂・子どもの居場所づくり（4）、被災地支援（3）、買い物支援（2）、高齢者の生活支援（2）、その他（35）と多岐にわたり、参加団体も広範にわたっていることが確認^{（注1）}できる。このように、全体としては協同組合間連携の取組みは広まりつつあるものの、地域によ

ってその進展はまちまちであろう。事例数が必ずしも進展度合いを示すとは限らないが、連携拡大に向け様々な課題を抱えている県域もあるとみられる。

協同組合間連携は、組織間の対等な立場での互酬的な取組みであるがゆえに、具体的に進めようとする、連携のきっかけづくりや、それぞれのニーズのマッチングや調整など組織間を仲介する機能が重要になるが、その機能は県組織の重要な役割と考えられる。

本稿では、地域における連携拡大につながるヒントを得るべく、連携の事例が豊富で、かつ県組織に単位農協が会員として参加している2県域（茨城県、神奈川県）を取り上げて、単位組合まで会員とする県組織の組成までの経緯、そういった県組織を組成した後の事務局機能のありかた、地域における具体的な連携実現における県組織のかかわり等について、県組織からの聞き取り^{（注2）}に基づいて紹介したい。

なおそれぞれの団体名については、煩雑さを避けるために適宜の略称を用いていることをあらかじめお断りしておきたい。

（注1）日本協同組合連携機構作成「都道府県実態調査の特徴点」より。

（注2）1県1農協のケースは、県組織に単位農協が会員になっていることになるが、ここではと

りあえず別のものとみなしている。

1 茨城県における「協同組合 ネットいばらき」の発足と 連携の取組み

まず、13年に単位組合までを構成員とする県組織を設立した茨城県における協同組合間連携について紹介したい。

(1) 協同組合ネットいばらき（ネット いばらき）発足以前

茨城県における協同組合間連携の取組みは、個別の産直取引等を別とすれば、1989年に「茨城県における農協・生協・漁協・森林組合の連絡提携をはかり、協同組合の発展に寄与すること」を目的とした、「茨城県協同組合間提携推進協議会」（以下「茨城推進協」という）の発足が端緒である。茨城推進協の構成団体は、農協中央会、信農連、共済連、経済連、厚生連、生協連、漁連、水産加工連、森連の9組織であった。茨城推進協のもとで、霞ヶ浦湖畔の草刈り・清掃や、霞ヶ浦につながる川の水質調査などの多様な活動が連携して行われた実績はあるものの、年1回の国際協同組合デーイベントの企画・実践がその中心的な役割であったとのことである。^(注3)

（注3）以上については前田（2016）参照。

(2) ネットいばらき発足に向けた取組み

茨城県の場合、ネットいばらき発足に向けた起点として、11年の東日本大震災・原

発被災に際して協同組合が連携して復興に立ち向かった経験を通して、組織を超えた人的なつながりが生じていたことがある。

茨城県の農林水産物も風評被害で一時出荷ができないような状況のなか、地元の消費者に安全性を理解してもらいたいと「協同組合収穫祭」を行うなど、農漁協・生協間での、復興や風評被害払拭に向けた協力があつた。

そういった震災・原発被災からの復興における協力関係が築かれつつあるなか、国際協同組合年茨城県実行委員会（以下「IYC茨城実行委」という）組成に向けた検討が11年の5月には始まっていたが、同委員会組成にあたっては、これまでの茨城推進協構成団体以外にも幅広く参加を呼びかけることや、茨城推進協参加の各連合会代表者中心のIYC茨城実行委に加えて、実務面を担う各連関係部長・参事などからなる「実行委員会幹事会」（以下「IYC茨城幹事会」という）の組成という体制強化が図られた。その際、生協グループは県連合会が小所帯で対応が難しいということで、地域生協の「いばらきコープ」「パルシステム茨城」の関係部長に幹事として入ってもらうこととした。また、国際協同組合年に際して新たに連携に参加された団体（中央労金茨城県本部、茨城県労働者福祉協議会、共栄火災〔東関東支店〕、茨城県消費者団体連絡会、鯉淵学園農業栄養専門学校）の方に幹事会に入ってもらい、IYC茨城幹事会は、より幅広い連携の基盤として機能することになった。幹事会事務局は農協中央会が担うことが決め

られた。

以上のように国際協同組合理年を契機に、単位組合（生協）の構成団体としての参加、従来の農林漁協・生協の連携からより幅広い協同組合関係組織の連携への進化、IYC茨城幹事会と事務局整備による企画・実行機能の強化が実現したといえる。なお事務局は農協中央会に置かれたが、茨城県生協連が協同組合間連携に意欲的であったことや、茨城県生協連の事務局が茨城県JA会館内にあって連携がとりやすいこともあって、生協連会長、専務理事も企画立案に参加する体制であったという。IYC茨城実行委には、更に地元マスメディアや消費者団体連絡会からも委員になってもらって、発信力やネットワーク力の強化が図られた。

IYC茨城実行委は「協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たしている役割等について広く国民に認知されるよう取り組みを行うとともに、協同組合運動を促進させる取り組みを行うこと」を目的として12年2月に発足し、前述のような企画運営体制のもと、福島子ども保養プロジェクト、協同組合キャラバン、協同組合・秋の収穫祭、茨城大学ボランティア講座（協同組合講座）など様々な取り組みを行った。その詳細については紙幅の制約もあり前田（2016）を参照されたいが、それ以外にも、12年5月6日の竜巻・突風によって被害を受けたつくば市内の農業者に対して、農協中央会と県生協連が連携し、JAつくば市の役職員とともに、パイプハウスの片づけやほ場復旧に向けた作業を行うなど、災害復旧ボランテ

ィアにも連携して取り組んでいる。

そういった成果を踏まえ13年2月には、13年度以降の取組みの方向性の検討がなされるなか、取組みの裾野拡大を図るために、IYC茨城実行委の組織機構を、既存の実行委員、幹事のほかに、県生協連の会員生協や単位農協を念頭においた「会員」を新たに設置する形に再編し、単位組合に広く参加を呼びかける方向で議論がまとまった。それとともに、89年以来協同組合提携の核となってきた茨城推進協は、使命・役割をその組織に引き継ぐことで、発展的に解消されることとなった。

後継組織は「協同組合ネットいばらき」（以下「ネットいばらき」という）という名称で、各種単位協同組合など一次組織を会員とし、IYC茨城幹事会が移行したネットいばらき幹事会（15団体）が実務面での推進機能を、IYC茨城実行委において事務局機能を果たした農協中央会と生協連役員が、ネットいばらき幹事長（農協中央会専務理事）、同副幹事長（生協連専務理事）、同事務局（農協中央会2名）として企画立案機能を担う体制となった。IYC茨城実行委を構成した10団体代表は、引き続き委員という立場でネットいばらきの重要事項決定に関与するとともに、対外的な代表機能、監査機能、アドバイザー機能などを担う機能分担がなされた。

ネットいばらきは13年6月10日に発足し、当初の参加団体数は57で、農協からはすべての単位組合が会員となったが、生協については、事業や組織面で地域連携を主たる

課題としていない職域生協の一部で参加を見送った例もあった。また、ワーカーズコープ（労働者協同組合）の茨城県内の事業所は、まだ体制が十分ではないとの理由で参加がなかったとのことである。組織の目的は「2012国際協同組合年茨城県実行委員会および茨城県協同組合間提携推進協議会が掲げた目的を承継し、協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たしている役割等について広く県民に認知されるよう取り組みを行うとともに、異種の協同組合が連携することにより、生産者と消費者が手を携えて地域を守り、もって、協同組合運動を促進させる取り組みを行うこと^(注4)」と、これまでの取組みの継承・発展をうたうものとなっている。

（注4）協同組合ネットいばらき規約より。

（3） ネットいばらきを核にした茨城県における連携の実績と特徴

ネットいばらき発足後は、発足以前から取り組まれていたものおよび国際協同組合年の取組みで継続可能なものを続けつつ、新たに単位組合で取り組まれる地域活動については、ネットいばらきが会員に情報をつないで、参加・協力団体を募る形で連携が拡大してきているのが、茨城県における協同組合間連携の流れである。

そのなかで、ネットいばらきが中心主体となって取り組んできたこととしては、国際協同組合年企画として始まった茨城大学ボランティア講座の、受講学生のニーズに合わせた改変と、会員団体職員を対象とし

た協同組合学習会の企画・実行が大きいとのことであった。

茨城大学ボランティア講座に関しては、協同組合についての概説的な講義だけでなく、現場の役職員が課題も含めて自らの組織の取組みを説明したほうが、高い興味と関心を引くという傾向を踏まえ、かつメディアを含む幅広い団体が関与しているというネットいばらきの強みを生かし、なるべく多くの団体に声がけをして講義を担当してもらうように改変をしてきたという。その結果18年の講座では、15回の講義で、農協中央会や生協連、全農茨城県本部、単位協同組合（JAなめがた）、畜産農業協同組合連合会、沿海地区漁業協同組合連合会、茨城大学生協、医療福祉生協いばらき、いばらきコープ、生協の職員・組合員理事、森林組合連合会、中央労金茨城県本部、日本協同組合連携機構、NHK水戸放送局など、多彩な団体からの講義があり、地域や一次産業に根差した協同組合の事業や活動への共感の高まりや、講義した団体のなかに就職希望先として上位候補にあがる例がでてきているなど、協同組合への理解の深まり^(注5)につながっているという。

また、16年から開催している会員団体の職員を対象とした協同組合学習会では、参加者同士がお互いの組織や事業の実情を知る機会を増やすという意味でも、3回の学習会でワンセットとしている。その年の国際協同組合デーのテーマに沿った講演とグループディスカッションを通じて、他組織の取組みについて理解をし、協同組合とし

ての共通の思いを確認する場になっている。学習会を経て提出されたレポートには、地域で別々に取り組んできた各協同組合の活動や事業を相互に理解し、可能な連携を広げていくことにより、それぞれの強みを生かすことが地域課題の解決につながるのでは、というような前向きな意見が書かれることも多いという。地域を同じくする協同組合の職員がお互いを良く知ることが、職員にとって大きな気づきの機会になっているといえよう。

地域社会への働きかけとしては、14年の豪雪被害の際の、生協による農業復興のための義援金協力や、15年の関東東北豪雨災害に際しても、連携して復旧のためのボランティアを派遣したことや、地域婦人会が在宅避難者への食事支援を行った際、生協とのつながりのなかで食材面での協力要請があったことに対して、ネットいばらきを通じて農協も含めて支援を行うなど、地域組織との連携も生まれてきている。

また、16年に医療生協の有志が始めた子ども食堂の取組みに対しても、ネットいばらきからの働きかけによって、地域生協や、農協、漁協、商店街などが食材提供等で協力する関係となっている。そのほかにも18年からは、地域で深刻化している子どもの貧困問題に対して、就学支援を受けている世帯を対象にNPO法人が取り組んでいる「子ども支援プロジェクト」の一環で、長期休暇前に食品などを支援する取組みにも、ネットいばらきが共催団体となって多くの会員が協力するなど、地域における支援の

力の拡大につながるとともに、協同組合の存在感を高めるものとなっている。^(注6)

(注5) ボランティア講座および協同組合学習会についての詳細は、古山(2018) 参照。

(注6) 本稿で紹介した事例以外の様々な連携の概要については、茨城県、神奈川県ともに、JCAのサイトの「県段階の協同組合間連携の実態について」に掲載されているものを参照されたい。

2 神奈川県協同組合連絡協議会 (かながわCo-ネット)の発足と 連携の取組み

次に、17年に単位組合までを構成員とする県組織を設立した神奈川県における協同組合間連携について紹介したい。

(1) かながわCo-ネット発足以前

神奈川県内における協同組合間連携の取組みは、70年代から行われていた個別産直提携を別にすれば、86年に農協と生協の県組織による「神奈川県協同組合提携推進協議会」(以下「神奈川推進協」という)の発足が端緒となっており、88年からはその組織に県漁連も参加することになった。神奈川推進協では87年から「協同組合のつどい」(国際協同組合デーの催し)の企画・開催を担ってきたが、そのほかにも事業面での連携として、農協と生協の共同出資による(株)グリーンピア(花き販売)設立(90年)など、今日まで続く取組みが開始されている。

また、組織活動面で今日まで続く取組みとして、農協、生協のそれぞれの、健康づくりや福祉・介護にかかる組織活動(農協では助け合い組織)の交流として、93年から

高齢者福祉活動の交流会（福祉活動委員会、健康委員会などの名称）が開催されるようになり、それが98年からは4地区の「福祉健康委員会」として整理され、農協の生活指導員・女性部リーダーと生協の活動グループが連携して、健康づくりなどの活動が続けている。

ただし、県内での連携の取組みは、90年代の後半から2000年代にかけては、「協同組合のつどい」の開催が中心となり、福祉健康委員会活動の継続はあったものの、進展性という面では停滞した時期となったという。

(2) かながわCo-ネット発足に向けた取組み

12年の国際協同組合年を前に、国際協同組合年神奈川県実行委員会（以下「IYC神奈川実行委」という）を構成する際、それまで連携を担ってきた農協中央会と生協連では、国際協同組合年全国実行委員会参加団体の構成を参照しつつも、連携組織を拡大するという基本的な考え方に立って、県内の多様な協同組合や関係組織に個別に参加を働きかけたとのことである。

その基礎には、農漁協・生協の県組織中心のそれまでの連携体制では、事業連携や地域課題への対応力に限界があるという認識が、運営の核になってきた農協・生協県組織のリーダー層のなかで共有されてきていたことがあった。また農協、生協ともに、90年代以降広域合併や組合員の世代交代等のなかで、ともすれば薄れがちになる

協同組合としての独自性を、他の協同組合やNPO組織等との交流のなかで、認識し直す契機にもなるのではないかと、いう考えもあったという。

そういった認識のもとに、地域課題に対応している協同組合・非営利組織であるワーカーズコープ、ワーカーズ・コレクティブや関連NPO、労働者福祉協議会、労働金庫等、多様な非営利・協同組合に連携の輪を広げていくことが、IYC神奈川実行委組成の際に取り組みられ、結果的には30団体が実行委員会を構成することになった。

またその際、生協に関しては県組織だけでは人的にも対応が難しいこともあって、コープかながわ、生活クラブ生協・神奈川、パルシステム神奈川ゆめコープ、神奈川みなみ医療生協といった単位組合も実行委員会に参加するという、県組織以外への広がりがあった。

そしてそのような参加団体の広がりを生かした企画として、IYC神奈川実行委が主催した「協同組合体験・交流学校」（以下「体験交流学校」という）の取組みが、その後の更なる連携拡大に向けた基盤づくりの意味をもった。

体験交流学校は、農漁協だけでなく新たに参加された団体の活動や事業を、その現場を訪れて教えてもらうことを中心とした企画で、12年には12回にわたって、単位農漁協、森林組合、福祉クラブ生協、ワーカーズコープなどの多様な団体が受入団体となって、自らの組織の事業や活動の紹介をしている。また体験交流学校の一環で行わ

れた、親子で参加できる地引網体験などは、多くの組合員を含む協同組合からの参加者の交流の機会となった。他協同組合の現場を訪れて相互に学びあうという企画は、平日実施にならざるを得ないため参加者はIYC神奈川実行委を構成する団体の役職員中心となったが、県内に存在する様々な協同組合、非営利組織の活動を実際に現場で学べる貴重な機会として13年以降も継続された。

国際協同組合年終了後、IYC神奈川実行委は13年4月に、規約等をもたない緩やかなネットワーク組織である「神奈川県協同組合連絡会」（以下「連絡会」という）に移行し、体験交流学校などの相互理解を深める活動を続けつつ、3年間を存続期間として今後の展開について検討することとなった。

国際協同組合年後の数年間においては、規制改革会議の「農業改革に関する意見」（14年5月）、規制改革推進会議の「農協改革に関する意見」（16年11月）公表などの動きがあるなかで、協同組合の事業は構成員である組合員が決定するものであり、農協や農業に関する意見が協同組合への正しい理解を踏まえたものではないことへの強い懸念の表明が、生協連や県内の生協などからあるなど、協同組合としての連帯感醸成につながるような状況もあった。

そういった、お互いの組織に関する理解の深まりや、協同組合・非営利組織としての連帯感の広がりを経て、神奈川推進協発足30周年にあたる16年の「協同組合のつどい」宣言（16年7月）において、「非営利・

協同の価値を共有する組織との幅広い連携を進める。単位組織間の事業連携や交流を一層進め、相互理解を深める。広く県民に対し協同組合の理念を発信する」の3つに取り組むことを表明し、それを踏まえて16年末には、連絡会参加団体を包含して神奈川推進協を継承する新たな組織「神奈川県協同組合連絡協議会」（以下「連絡協」という）を発足する、という方向性が固まった。

連絡協は、「神奈川県内の協同組合の連携を促進し、もって協同組合運動の発展と住みよい地域社会づくりに寄与すること^{（注7）}」を目的としているが、宣言で表明した「非営利・協同の価値を共有する組織との幅広い連携」「単位組織間の事業連携や交流促進、相互理解」という連携の深化を実現すべく、新たに会員となる団体にとって加入しやすい組織という面を重視したという。そのことは、運営は従来神奈川推進協の運営を担ってきた県域組織が引き続き担うこと、事務局も農協中央会と生協連が担うこと、単位組織は会費無料で新たに会員となる県域組織の会費についても個別事情を配慮したこと、などにあらわれている。

そして、単位組合・組織に会員としての参加を呼びかける際には、各組合や組織の文化を尊重することや、加入脱退は任意であることを明確にしつつも、「神奈川県内どのような協同組合や関連団体、関係非営利組織があるのか一覧できればそれとして意義があり、少なくともそういった組織の存在を知っていることは、協同組合関係者として必要なことではないか」というよう

な呼びかけを行うことで、農協、漁協、森組、生協等の単位組織を網羅的に会員とし、ワーカーズコープ、ワーカーズ・コレクティブの県組織や、消費者団体連絡会などの関連組織をも包含する組織体「神奈川県協同組合連絡協議会」が17年3月7日に発足した（発足当初の会員団体85。神奈川推進協と連絡会は6日付で解散）。

また、IYC神奈川実行委のアドバイザーであった東京農大白石正彦名誉教授ほか、各団体がこれまで連携をとってきた研究者の方には、当組織の発足にあたりアドバイザーとしての協力をお願いする体制になった。

（注7）神奈川県協同組合連絡協議会規約より。

（3） かながわCo-ネットを核にした 神奈川県における連携の実績と 特徴

連絡協には18年に「かながわCo-ネット」という愛称が公募でつけられた。Co-ネットの事務局は、農協中央会3名と生協連2名（いずれも兼務）が担い、農協・生協の常勤役員各1名が事務局統括役員となっている。事務局と統括役員は、月1回程度取組進捗等の打合せをしつつ、日常的には、具体的な連携の取組みや会員の様々な取組みを紹介する「かながわCo-ネット通信」を不定期（月1.5本程度）で会員の担当者にEメール送信するなど、県内における連携拡大に向けた情報提供、きっかけづくりやマッチング等の役割を果たしている。かながわCo-ネットを核にして単位組合間の様々な連携が

広がりつつあるのが、神奈川県における協同組合間連携の現状といえる。

幅広い団体を会員としていることを生かして、前述の体験交流学校という他組織の活動や事業について現場で学ぶ取組みも続けつつ、単位組合・組織間の交流促進に向けて、例えば「協同組合のつどい」においても、講演会だけでなく単位組合や組織が取組みの紹介や物販等を行えるブースを設けて、会員団体の主体的な参加を促し、連携につながるきっかけづくりにも配慮をしてきた。

そういったなかで、地域生協であるパルシステム神奈川ゆめコープからの依頼を受けて、農協との間をつないだ結果、JAさがみ（17年11月）、JAあつぎ（18年2月）との間で県産農畜産物に関する意見交換会・現地視察が行われ、18年3月には引き続き同コープとJAはだの、JAさがみ、JA湘南との間で、地域での協同組合間連携についての話し合いがなされている。

また、地域生協のユーコープとJAさがみ、藤沢市漁協・漁連との連携により、ユーコープ湘南辻堂駅前店で「湘南辻堂とれたて市」が開催され（18年7月）、19年夏には同コープとJAさがみとの間の意見交換を通じて、茅ヶ崎産トルコナスのユーコープ店舗での取扱いとブランド力強化についての協力が実現するなど、様々な事業連携が生まれている。

それ以外にも、生活クラブ生協・神奈川、ワーカーズ・コレクティブ協会、ワーカーズコープが共同で受託している就労準備支

援事業に対しても、地域を同じくする農協との間で協力の可能性について話し合いがもたれるなど、地域活性化に向けた多様な連携が試みられつつある。

そして、パルシステム神奈川ゆめコープとJAはだのとの間では、18年3月から1年間にわたる話し合いを経て、19年3月に「事業連携を通じた地域振興・地域貢献に関する包括協定」締結に至るといような、単位組合間での多方面にわたる連携関係構築という事例も生まれている^(注8)。

かながわCo-ネット発足後、まださほどの時間を経ているわけではないが、神奈川県においては数多くの連携が実現しており、地域を同じくする協同組合・非営利組織の間での、潜在的な連携可能性の大きさが示されているといえよう。

(注8) 個別連携事例の詳細については岩堀(2019)参照。

3 事例に基づく考察

以上のような、2県域における主に国際協同組合年以降の取組みの経緯を踏まえ、両県域において連携が拡大してきた要因と考えられるものについて、県組織と単位組合のかかわり方という観点から、若干の考察を試みたい。

両県域とも連携の進展という面では件数や内容ともに豊富なものがあるが、その要因をやや大胆にまとめてみれば、連携促進の基礎条件と考えられる「相互理解の浸透」と「地域課題の共有」という、ある程度の

時間と継続的取組みを要する2つの重要なプロセスを、それぞれの県域の実情(人的・財政的基盤など)に応じて工夫した取組みによって積み上げてきていることがあるのではないかとと思われる。

例えば相互理解の浸透については、茨城県においては、震災・原発被災対応や、災害復旧での協力を通じて時間をかけて醸成されてきた信頼感や、ネットいばらき事務局における生協連・農協中央会の間での、取組企画等をめぐる定期的な意見交換等が、相互理解の浸透につながってきたとみられる。神奈川県においては、農協中央会・生協連からの積極的な他組織への働きかけや、IYC神奈川実行委に参加した新たな団体も含め、お互いの活動を現場で学ぶという継続性のある体験交流学校の取組みや、長年続けられてきた福祉健康委員会活動による組合員・役職員同士の地域ごとの交流などが、相互理解の浸透につながっているといえよう。

また地域課題の共有については、茨城県においては、協同組合学習会の取組みを通じた単位組合職員間での地域課題のディスカッションや、子ども食堂などの個別組織の取組みにそれを地域課題ととらえる他組織が可能な範囲で協力するという形で、取組みのなかから地域課題の共有化が図られている面がある。神奈川県においては、単位組合も会員とするかながわCo-ネット発足後、Co-ネットが会員向けに継続的に情報発信をし、様々な形で会員間をつなぐなかで、地域を同じくする単位組合同士の継続

的な話し合い等を通じて、地域課題の共有化がなされており、そのことが様々な事業連携や包括的連携につながっているといえる。

その際留意しなければならないのは、相互理解の浸透と地域課題の共有というプロセスに関して、県組織と単位組合との間に、一般に組織特性の違いがあると思われることである。

すなわち、県組織においては、各団体が県庁所在地のおおむね近隣に所在しており、事業面での競合といった点も現場ほどに大きくは意識されない点などから、相互理解の浸透という面では単位組合に対して相対的な強みがある。一方で、地域課題の共有に関しては、都市部から農村部までを含む県全体が地域になるので、課題認識のリアリティ確保や細部の把握といった点で限界があるのが実情であろう。

他方単位組合においては、企画部門を擁する本店が団体ごとに必ずしも近隣にあるとは限らないことや、場合によっては事業面での競合等もあり、何らかのきっかけがないと、なかなか相互理解の浸透にまで進みづらいという物的・人的な障壁があることも多い。一方地域課題の共有については、自らが存在していて、根差している地域に関して、お互いにリアリティをもって細部まで把握しうる強みがある。

重要なのは、相互理解の浸透と地域課題の共有という2つのプロセスを、様々な取組み全体を通じて積み上げていく際に、県組織と単位組合の強みを組み合わせて連動させるような枠組みをつくっていくことな

のではないかと考えられる。

今回取り上げた県域では、連携の進展を目指した際に、県組織段階で横の広がりを確保しつつ、単位組合まで会員とした組織体を組成した点で共通している。単位組合までを会員としたことは、単位組合が連携の主体であるという意識づけや、情報伝達迅速化の意味があるが、会員構成をそのようなものにすればおのずと連携が進むということではない。前述のような、相互理解の浸透、地域課題の共有につながるような取組みを、例えば相互理解の浸透であれば組織特性を生かして県組織内でまず取組みを強化したり、地域課題への対応の際には、マッチング等を通じて単位組合に主体的に動いてもらうなど、会員構成の変更を十分に生かしていることが、数多くの連携につながっているということなのではないかと考えられるのである。

そして、県組織の人的側面に着目すれば、相互理解の浸透における県組織の潜在的な強みは、連携推進の核になる担当者が、ある程度長期に在任することによって、より大きなものになる面があるのではないかと考えられる。この点は引き続き検討を要しよう。

相互理解も現実には人と人との関係であるために、多くの異なる組織間で連携を図る場合、それぞれの組織について良く知った、またそれぞれの組織からも良く知られた県組織担当者の存在は重要である。兼務であっても、連携促進を課題とする担当者がある程度の期間在任することで、分野を超えた単位組合や組織間の、連携のきっか

けづくりやマッチングなどの機能を十分に発揮することができるようになる、というようにあるのではないか。今回お話を伺った両県組織ともに、国際協同組合年以降一貫して連携強化に携わってきた方が存在するという要因は、相当に大きいのではないかと思われた。

おわりに

わが国における協同組合間の連携は、前田（2019）が整理しているように、戦後相当早い段階からの長い歴史をもっている。早期に連携が志向された背景には、『協同組合間提携の理論と実践』における山口の説明によれば、戦後協同組合法制による縦割り化のなかでも、戦前には産業組合に集約されていたことによる「“同根の人脈と同志意識”がそれぞれの協同組合に引き継がれた」ことがあったという^(注9)。

そういった協同組合間連携の取組みは、前田が明らかにしているとおおり、70～80年代にかけては主に農協と生協の間の産直提携という事業面での大きな進展があり、「協同組合間提携研究会」（全中、日生協による。74年に設置）、「協同組合間提携推進事務局」（全中、日生協、全漁連、全農による。78年設置）などの全国段階の組織が、そういった取組みを促進し支える役割を果たしていた。

そして80年代後半には、それまでの成果を踏まえて「産直・協同組合間提携に収まらない地域社会づくりが協同組合間協同のテーマとなってきた」なかで、県域での協

同組合連携組織が数多く設立され、茨城県、神奈川県における推進協もその時期に設立されたものである。ただし、現時点で回顧してみれば、「地域社会づくり」という大きなテーマに対して、農林漁協・生協の県連組織を中心とした組織体では対応力に限界があり、そのようなテーマを掲げるのであれば、その時点で、地域の様々な団体との連携や単位組合までを包含するような取組みへの進展を模索すべき状況だったのではないかと考えられる。

しかしそのような進展をみないままに、90年代以降、バブル崩壊や地域経済の疲弊、様々な規制改革の動き等、事業・経営面での対応を優先せざるを得ない環境のなかで、合併や拠点統廃合などを続けてきたのが、わが国協同組合のおおむねの経過であったといえよう。それはやむを得ない過程ではあったろうが、そういったなかで、潜在的には、組織体の変化にみあった形で協同組合としての内実を強化するという課題が生じており、協同組合間連携は、それに向けた方向性の一つと位置付けられよう。

その方向性とは、個別協同組合の組織基盤や事業内容、文化を維持・尊重しつつも、協同組合総体として、あるいは非営利組織等との連携も含めて、地域における組合員・利用者の参加機会を増やし、ニーズ実現の力を高めることによって、より多くの組合員・利用者を協同組合総体として包摂していくための連携強化ということだと思われる^(注11)。

多くの組合員・利用者との向き合い、様々

な業務を行っている個別農協にとって、他協同組合を含む様々な組織との連携は、ハードルの高い取組みという認識も少なからずあろう。しかし、本稿で取り上げた県域で実際に感じられているような、横のつながりの実感を通じた地域活性化に対する職員の前向きな姿勢や、生協など他協同組合役職員、組合員との連携を強めることによる農協の理解者・ファン層の拡大といった展望は、他協同組合・他組織との連携が、ハードルの高さを考慮しても取り組むべき価値があることを示していると思われ、それぞれの農協において、連携の取組みが一層拡大していくことが期待される。

(注9) 協同組合経営研究所編著 (1992) まえがき

(注10) 前田 (2019) 19頁

(注11) 協同組合としての内実強化に向けては、支店協同活動のような、個別組合内部の取組みの強化が同時に重要であることはいまでもない。

<参考文献>

- ・岩堀義一 (2019) 「神奈川県における協同組合間協同の進展」『ニュースレター 協同金融』11月、No.147
- ・協同組合経営研究所編著 (1992) 『協同組合間提携の理論と実践』全国協同出版
- ・古山均 (2018) 「協同組合ネットいばらきによるボランティア講座と協同組合学習会」『にじ—協同組合研究誌—』冬号
- ・前田健喜 (2016) 「都道府県段階の協同組合間連携の動きと今後の連携強化に向けた示唆」『にじ—協同組合研究誌—』秋号
- ・前田健喜 (2019) 「戦後日本における協同組合間協同の歴史 (抄)」『にじ—協同組合研究誌—』夏号

(おのざわ やすはる)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2019

A4判 193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153
発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

<発行> 2019年12月



村田 武 編著

『新自由主義
グローバリズムと
家族農業経営』

本書のねらいは、客観的条件としての新自由主義グローバリズムの動向を直視しながら、家族農業経営の主体的条件を開花させるメカニズムの解明にある、と評者は理解している。

序章では、途上国・先進諸国の格差と貧困の拡大、生態系への危機的な負荷等の克服をめざす国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)と家族農業の位置づけ、WTO・FTA等の農産物自由貿易体制とアグリビジネス主導の「農業の工業化」と対峙する持続的農業・食料・再生エネルギーを大切にする生態系保全経済社会のオルタナティブの論点を浮き彫りにしている。

第Ⅰ部(第1章～第3章)は、アメリカ北東部、大西洋岸のニューイングランド(マサチューセッツ州等6州)に焦点を当て、第1章では都市近郊地域の生態系を保全する家族農業経営の有機農産物栽培・地元消費者を会員とする直売・体験型のコミュニティ支援型農業や青少年農業教育等を行う非営利組織の農場運営などローカルフード・システムの構築の動向を解明している。

第2章では、ニューイングランドのアグリマーク酪農協(2018年の組合員数875)の取り組みを検討している。直営工場で集乳した生乳の7割をチーズやバター等の乳製品に加工し、その乳製品にはrBST(牛成長ホルモン)の使用を禁止し、当ブランドのCHEDDARチーズのパッケージの裏面には「ラクトー

ス不含有、グルテン不含有、人工成長ホルモン不使用」等を謳った背景を解明している。その上で、企業の社会的・環境保全上の貢献総体に対する認証(B Corporation)を酪農協でははじめて2012年に取得している点を高く評価している。

第3章ではマサチューセッツ州政府による都市圧を抑制する環境保全と農地保全に向けた保全地役権制度の内実が検討されている。2ha以上の農地について土地の市場価格と農地としての利用価値の差額を同州が補償し、永続的に都市的開発を禁止しており、NPO組織のランドトラスト(Land Trust)の活動も注目される。そして、1974年以降の同州の農地面積は20万ha程度で維持され推移してきた点を解明している。

第Ⅱ部(第4章～第9章)のうち第4章では、EUの共通農業政策(CAP)が現行の2013年改革(実施期間は2014～2020年)から新たな段階に入ったこと、さらに次期改革(実施時期2021～27年)では、現在の政策を土台にしつつも新たに分権の強化をめざし、食料安全保障(十分で安全かつ栄養のある食料への常時アクセス)を増進するためにEU全域で持続可能な農業所得と回復力に対する助成を明確にし、①必須事項で基礎的所得支持、補助的所得再分配支持、気候・環境スキームが明示され、②任意事項で小規模農業者一括支払い、補完的青年農業者所得支持、カップル所得支持が明示されている点を解明している。

第5章のポーランドの家族農業経営と今後の課題では、2004年にEUに加盟し段階的に共通農業政策(CAP)が適用されつつあるが、オルタナティブの取り組みは初期段階である実態を解明している。

第6章のイギリスの家族農業経営とブレグジット農政改革では、経営規模間の利害

状況を踏まえ、EU離脱（今年1月末実施）、及び離脱に伴う農政転換に関する争点を解明している。図表には、政府の改革提案とともに、立場の異なる2つの農業団体（NFUとLWA）の見解も包含されている。

第7章のドイツ・バイエルン州にみる家族農業経営では、同州北部の協同バイオガス発電事業と家族農業の実態を浮き彫りにしている。特に、同州郡マシーネンリング（農業機械組合）が農業者同盟の郡支部と折半で2006年に再生可能エネルギー事業を推進するアグロクラフト社（コンサルタント会社）を立ち上げ、「村のエネルギーは村に！」を理念に同社と連携した郡内の5つの協同バイオガス発電施設【協同組合方式で畜産経営と穀作経営が数十戸単位で立ち上げた協同施設（集中型）】の実態をイキイキと考察している点を評価したい。さらに、トウモロコシ生産の過剰を抑制し、ミツバチが生息できる野生植物栽培への農地利用の転換によるバイオ発電原料の持続的展開が模索され、有機農業経営や有機酪農経営の転換を解明している。

第8章のフランス・ブルターニュにみる酪農経営は家族経営単位を維持しつつ組織形態は共同経営ないし法人経営（配偶者や子供が共同経営者）への転換が主流となっている点を解明している。特に、2015年の「生乳生産クォータ制」の廃止で価格変動が大きくなり、現在、ブルターニュ地方の草地型酪農の発展をめざした農民連盟がフランス全体をカバーする「持続可能な農業ネットワーク（RAD）」として進化し、在来型酪農から草地型酪農への転換を経営面での実証データ、外部経済からの自立と生産費の節約も含め取り組んでいる論述は注目される。

第9章のイタリアにおける「ショートフードサプライチェーン」の展開と小規模家

族農業では、有機農産物流通をLFSC（ロングフードサプライチェーン）とSFSC（ショートフードサプライチェーン）の対抗という視点から、後者に焦点を当て解明している。具体的には後者のGAS（連帯購買者グループ）の①インフォーマルな個人グループ、②法人組織、③フェアトレードや協同組合など他の組織に支援されているグループなどへの展開プロセスを明らかにし、その理念にフェアトレードなどの倫理的消費の側面をもち有機農業と深いつながりをもつ実態を考察している。

以上のように本書は米国とEU諸国を中心に家族農業経営の課題解決は、新自由主義グローバリズムの波に受動的に対応するのではなく、地域密着型の新組織と新事業システムのネットワークに家族農業経営を包み込み協同組合員らしい自己革新を提起していると評価したい。

日本の家族農業経営の将来を考える上で、第1に、食料・農業・農村政策との関わりでは、EUの共通農業政策（CAP）にみられるように1992年改革以降では一貫しており、その源泉は農業者、農業団体、市民、議会、政府等が対話を重ね、家族農業経営を大切にする理念・戦略・方策を積み上げていく基本政策づくりのプロセスを、米国の州政府の取り組みを含め大いに学ぶ必要がある。

第2に、日本の農協や生協等の協同組合グループが、家族農林漁業者と生活者の新しい地域循環型経済社会づくりに、多様なNPOも包含して課題解決に取り組むモデルを本書から学ぶことを期待したい。

——筑波書房 2019年12月

定価3,000円（税別）303頁——

（東京農業大学 名誉教授

白石正彦・しらいし まさひこ）

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(35)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(35)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(35)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(36)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(36)
6. 農業協同組合 主要勘定	(36)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(38)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(38)
9. 金融機関別預貯金残高	(39)
10. 金融機関別貸出金残高	(40)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
T E L 03 (6362) 7752
F A X 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 預 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2015. 1	52,505,391	3,648,885	31,060,309	6,034,814	55,907,620	19,274,363	5,997,788	87,214,585
2016. 1	55,525,225	3,246,569	34,846,624	13,301,386	57,764,062	18,115,386	4,437,584	93,618,418
2017. 1	61,512,023	2,542,440	43,818,796	23,439,749	62,102,940	11,049,629	11,280,941	107,873,259
2018. 1	64,825,490	1,883,093	37,841,674	23,210,871	56,079,227	10,569,377	14,690,782	104,550,257
2019. 1	66,089,877	1,343,614	32,226,696	18,794,413	52,094,985	15,553,697	13,217,092	99,660,187
2019. 8	66,186,946	1,052,440	32,100,839	20,572,848	52,098,016	17,258,105	9,411,256	99,340,225
9	65,761,395	1,015,292	37,794,545	21,438,319	55,477,654	17,492,997	10,162,262	104,571,232
10	64,861,184	978,048	34,089,854	21,563,856	53,484,338	17,759,626	7,121,266	99,929,086
11	64,623,419	940,978	32,882,995	20,680,925	53,200,627	18,136,480	6,429,360	98,447,392
12	65,007,106	904,143	33,746,302	21,596,296	53,422,982	18,770,545	5,867,728	99,657,551
2020. 1	64,612,385	866,306	32,954,120	20,671,339	52,600,227	18,311,171	6,850,074	98,432,811

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2020年1月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	54,601,905	-	2,346,289	66	5,482	-	56,953,742
水 産 団 体	1,878,752	660	112,675	6	33	-	1,992,126
森 林 団 体	1,915	-	5,162	13	204	-	7,294
そ の 他 会 員	1,739	-	22,951	-	-	-	24,689
会 員 計	56,484,311	660	2,487,076	85	5,719	-	58,977,851
会 員 以 外 の 者 計	554,295	13,099	514,392	87,072	4,461,984	3,693	5,634,534
合 計	57,038,606	13,759	3,001,469	87,157	4,467,702	3,693	64,612,385

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。
2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 459,941百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2020年1月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 農 業 団 体	1,958,280	104,663	157,486	-	2,220,428
統 開 拓 団 体	-	7	-	-	7
水 産 団 体	43,714	3,055	13,156	-	59,925
森 林 団 体	1,986	1,606	3,551	2	7,144
そ の 他 会 員	-	620	20	-	640
会 員 小 計	2,003,980	109,951	174,212	2	2,288,145
その他系統団体等小計	139,415	9,007	50,209	-	198,629
等 計	2,143,395	118,958	224,421	2	2,486,774
関 連 産 業	4,242,497	30,031	829,957	2,114	5,104,600
そ の 他	10,560,683	8,633	150,481	-	10,719,797
合 計	16,946,575	157,622	1,204,859	2,116	18,311,171

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2019. 8	8,315,648	57,871,298	66,186,946	32,980	1,052,440
9	8,170,858	57,590,537	65,761,395	22,980	1,015,292
10	7,205,551	57,655,633	64,861,184	-	978,048
11	7,100,937	57,522,482	64,623,419	32,980	940,978
12	7,762,356	57,244,750	65,007,106	32,980	904,143
2020. 1	7,572,685	57,039,700	64,612,385	10,000	866,306
2019. 1	8,053,621	58,036,256	66,089,877	-	1,343,614

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2019. 8	86,232	20,486,616	52,098,016	10,499,904	10,223	-	166,853
9	82,276	21,356,042	55,477,654	10,821,636	5,213	-	152,282
10	30,874	21,532,981	53,484,338	10,691,667	5,651	-	168,889
11	41,497	20,639,427	53,200,627	10,473,971	4,618	-	168,795
12	39,770	21,556,526	53,422,982	11,027,255	4,595	-	165,063
2020. 1	30,996	20,640,343	52,600,227	10,958,879	4,630	-	157,621
2019. 1	74,829	18,719,584	52,094,985	10,472,635	8,659	-	158,089

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2019. 8	67,893,063	66,529,665	1,077,798	2,287,593	2,091,667
9	67,419,941	66,303,063	1,139,256	2,288,478	2,114,072
10	67,567,984	66,358,788	1,237,080	2,288,479	2,114,072
11	67,462,149	66,325,732	1,166,147	2,288,483	2,114,072
12	67,781,361	66,366,488	1,105,657	2,348,677	2,114,072
2020. 1	67,269,232	66,076,557	1,090,995	2,349,153	2,114,072
2019. 1	66,969,652	65,768,607	1,326,480	2,188,482	1,976,207

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方	
	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2019. 7	36,805,170	67,758,187	104,563,357	702,293	614,672
8	37,344,113	67,595,846	104,939,959	685,586	595,374
9	37,190,857	67,193,757	104,384,614	701,307	610,866
10	38,098,835	66,833,292	104,932,127	699,456	608,850
11	38,060,609	66,847,306	104,907,915	689,650	598,698
12	38,665,784	66,843,469	105,509,253	694,427	609,920
2018. 12	36,315,794	68,405,848	104,721,642	627,216	530,456

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	2,288,454	4,040,198	25,739,207	99,340,225
-	2,166,311	4,040,198	31,565,056	104,571,232
-	2,184,192	4,040,198	27,865,464	99,929,086
-	1,960,223	4,040,198	26,849,594	98,447,392
50,000	2,094,330	4,040,198	27,528,794	99,657,551
-	1,664,200	4,040,198	27,239,722	98,432,811
-	2,233,913	3,480,488	26,512,295	99,660,187

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
15,963,861	1,124,971	2,418	17,258,105	1,678,566	7,722,467	99,340,225
16,181,760	1,157,104	1,850	17,492,997	607,379	9,549,671	104,571,232
16,377,286	1,211,359	2,091	17,759,626	172,983	6,942,633	99,929,086
16,749,447	1,215,902	2,336	18,136,480	403,384	6,021,359	98,447,392
17,394,510	1,208,079	2,891	18,770,545	188,541	5,674,592	99,657,551
16,946,574	1,204,858	2,116	18,311,171	163,530	6,681,914	98,432,811
14,165,186	1,228,761	1,660	15,553,697	1,200,896	12,007,537	99,660,187

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
68,720	45,280,163	45,235,279	25,000	1,155,075	18,564,315	7,828,066	1,780,604
73,467	44,779,129	44,725,891	50,000	1,163,517	18,712,669	7,843,684	1,780,512
71,860	44,570,121	44,510,912	70,000	1,172,721	19,003,875	7,972,104	1,805,010
75,782	44,149,619	44,100,434	65,000	1,175,322	19,280,251	8,022,582	1,827,491
83,328	44,362,076	44,313,605	80,000	1,183,132	19,412,129	8,107,988	1,845,486
70,297	43,716,197	43,663,080	35,000	1,194,535	19,455,513	8,114,621	1,849,783
71,858	45,093,650	45,039,634	55,000	1,050,673	18,720,874	7,889,721	1,971,470

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
446,878	79,746,378	79,531,430	3,823,174	1,357,820	21,942,640	155,074	609
443,332	80,080,536	79,878,858	3,801,625	1,336,706	21,970,787	155,340	609
420,386	79,563,536	79,358,074	3,837,403	1,348,186	21,955,958	155,212	609
440,680	79,789,131	79,584,414	3,895,022	1,381,729	21,972,444	153,956	609
433,190	79,665,373	79,453,800	3,944,740	1,401,904	22,011,169	154,317	608
498,393	80,163,792	79,945,307	4,010,731	1,445,090	21,926,888	143,342	608
457,267	79,870,352	79,510,736	3,994,370	1,530,797	21,797,735	149,852	648

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2019. 10	2,417,926	1,729,167	41,666	54,109	18,402	1,929,859	1,914,613	78,829	452,791
11	2,405,923	1,713,388	41,666	54,109	18,691	1,921,988	1,904,042	80,669	449,005
12	2,403,620	1,716,280	45,966	54,120	17,798	1,925,405	1,906,160	82,018	443,015
2020. 1	2,404,604	1,705,577	45,966	54,120	19,545	1,924,763	1,906,402	82,017	440,361
2019. 1	2,505,232	1,794,543	36,267	55,931	19,000	2,022,952	2,002,088	83,017	456,455

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁 業 協 同 組 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2019. 8	751,514	410,586	82,067	57,373	98,863	6,120	752,243	744,615	-	139,460	5,221	75
9	763,380	417,782	83,152	57,854	98,911	5,916	764,959	756,982	-	140,601	5,148	75
10	780,151	434,119	84,864	58,148	98,974	6,677	782,292	774,336	-	141,424	5,077	75
11	774,582	422,406	79,204	55,913	98,981	6,547	776,805	768,550	-	139,513	5,177	75
2018. 11	791,710	434,774	80,182	56,415	98,933	6,351	799,630	790,710	400	142,591	6,043	76

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

			農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2016 . 3		959 ,187	597 ,361	3 ,235 ,087	2 ,482 ,863	642 ,280	1 ,347 ,476	195 ,607
	2017 . 3		984 ,244	622 ,288	3 ,433 ,657	2 ,543 ,180	657 ,873	1 ,379 ,128	199 ,392
	2018 . 3		1 ,013 ,060	648 ,140	3 ,593 ,112	2 ,620 ,107	668 ,302	1 ,409 ,772	203 ,399
	2019 . 1		1 ,040 ,815	669 ,697	3 ,681 ,835	2 ,627 ,018	647 ,706	1 ,433 ,349	206 ,660
	2		1 ,040 ,924	669 ,291	3 ,672 ,328	2 ,632 ,686	649 ,210	1 ,438 ,602	207 ,143
	3		1 ,032 ,245	664 ,436	3 ,755 ,950	2 ,681 ,866	655 ,093	1 ,434 ,772	207 ,220
	4		1 ,037 ,118	667 ,315	3 ,778 ,018	2 ,732 ,368	618 ,281	1 ,447 ,279	208 ,293
	5		1 ,034 ,205	665 ,401	3 ,797 ,306	2 ,719 ,714	612 ,439	1 ,436 ,614	207 ,441
	6		1 ,048 ,541	677 ,374	3 ,711 ,756	2 ,747 ,926	621 ,244	1 ,455 ,665	210 ,223
	7		1 ,045 ,634	675 ,720	3 ,746 ,166	2 ,716 ,895	616 ,001	1 ,448 ,201	209 ,840
	8		1 ,049 ,400	678 ,931	3 ,722 ,531	2 ,730 ,467	619 ,573	1 ,452 ,594	211 ,193
	9		1 ,043 ,846	674 ,199	3 ,767 ,275	2 ,714 ,929	617 ,796	1 ,455 ,694	211 ,804
	10		1 ,049 ,321	675 ,680	3 ,793 ,768	2 ,712 ,637	616 ,096	1 ,453 ,635	211 ,307
	11		1 ,049 ,079	674 ,621	3 ,814 ,351	2 ,732 ,002	618 ,868	1 ,453 ,681	211 ,248
	12		1 ,055 ,093	677 ,814	3 ,753 ,587	2 ,758 ,676	623 ,946	1 ,465 ,868	213 ,244
2020 . 1 P		1 ,047 ,742	672 ,692	3 ,808 ,503	2 ,731 ,782	616 ,518	1 ,452 ,520	…	
前年同月比増減率	2016 . 3		2 .4	2 .8	5 .5	2 .1	1 .5	2 .1	1 .8
	2017 . 3		2 .6	4 .2	6 .1	2 .4	2 .4	2 .3	1 .9
	2018 . 3		2 .9	4 .2	4 .6	3 .0	1 .6	2 .2	2 .0
	2019 . 1		2 .3	3 .0	4 .1	2 .5	△2 .3	1 .6	1 .6
	2		2 .1	2 .8	3 .6	2 .5	△2 .2	1 .7	1 .7
	3		1 .9	2 .5	4 .5	2 .4	△2 .0	1 .8	1 .9
	4		1 .8	2 .0	2 .8	4 .4	△8 .1	1 .7	1 .8
	5		1 .7	1 .8	2 .5	3 .2	△5 .4	1 .3	2 .0
	6		1 .5	1 .8	2 .4	3 .5	△5 .2	1 .5	2 .2
	7		1 .3	1 .5	2 .6	3 .3	△5 .1	1 .4	2 .3
	8		1 .2	1 .6	2 .3	3 .8	△4 .6	1 .4	2 .6
	9		0 .9	1 .4	3 .2	2 .9	△5 .6	1 .2	2 .4
	10		0 .9	1 .1	3 .5	3 .5	△5 .1	1 .3	2 .5
	11		1 .0	1 .2	3 .0	4 .1	△4 .7	1 .6	2 .6
	12		0 .8	0 .4	2 .6	4 .0	△4 .9	1 .4	2 .6
2020 . 1 P		0 .7	0 .4	3 .4	4 .0	△4 .8	1 .3	…	

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

5 第二地方銀行の計数は、2018年5月末以降2019年3月末までは、八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併できらぼし銀行（地方銀行）が発足したことにより41行から40行の合計となり、2019年4月末以降は、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行の合併で関西みらい銀行（地方銀行）が発足したことにより39行の合計となっている。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2016. 3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	102,887
	2017. 3	203,821	52,646	1,846,555	1,918,890	502,652	691,675	106,382
	2018. 3	204,568	55,875	1,816,884	1,996,811	519,071	709,635	110,695
	2019. 1	205,385	59,183	1,905,754	2,063,867	510,567	712,377	113,415
	2	205,845	59,204	1,901,677	2,066,476	511,582	711,919	113,694
	3	207,386	59,768	1,934,688	2,082,899	517,558	719,838	114,920
	4	206,996	59,162	1,937,863	2,122,716	474,916	714,863	114,518
	5	208,383	58,993	1,918,619	2,125,737	473,800	711,945	114,492
	6	208,850	59,217	1,926,734	2,134,817	476,617	714,787	114,792
	7	209,442	59,688	1,917,393	2,140,278	476,457	713,592	114,885
	8	209,859	60,475	1,911,774	2,146,976	477,498	715,636	115,450
	9	209,964	60,632	1,926,617	2,152,414	479,237	719,968	116,179
	10	210,115	61,671	1,915,480	2,154,842	478,288	716,750	116,045
	11	210,402	61,951	1,922,989	2,161,841	480,961	718,865	116,431
	12	209,622	62,625	1,935,829	2,174,482	486,120	724,668	117,386
	2020. 1 P	210,090	62,648	1,933,960	2,175,844	484,423	719,056	...
前年同月比増減率	2016. 3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8
	2017. 3	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4
	2018. 3	0.4	6.1	△1.6	4.1	3.3	2.6	4.1
	2019. 1	1.1	7.6	5.3	4.7	△0.4	1.4	3.8
	2	1.2	7.9	5.7	4.7	△0.3	1.3	3.8
	3	1.4	7.0	6.5	4.3	△0.3	1.4	3.8
	4	1.5	8.1	2.4	6.6	△7.9	1.4	3.9
	5	1.7	7.3	2.1	5.8	△5.2	1.2	3.7
	6	1.8	6.3	1.5	5.6	△5.3	1.0	3.3
	7	1.8	6.8	1.4	5.6	△5.3	0.9	3.3
	8	1.9	7.0	1.5	5.7	△5.1	1.1	3.5
	9	1.9	6.2	1.0	5.3	△5.7	0.8	3.1
	10	2.2	5.7	1.4	5.4	△5.5	1.0	3.2
	11	2.2	5.9	1.0	5.3	△5.3	1.3	3.2
	12	2.0	6.1	0.5	5.2	△5.3	1.0	3.0
	2020. 1 P	2.3	5.9	1.5	5.4	△5.1	0.9	...

(注) 1 表9(注)に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

4 第二地方銀行の計数は、2018年5月末以降2019年3月末までは、八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併できらぼし銀行(地方銀行)が発足したことにより41行から40行の合計となり、2019年4月末以降は、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行の合併で関西みらい銀行(地方銀行)が発足したことにより39行の合計となっている。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2020年3月20日現在、掲載情報タイトル4,279件）

農林漁業協同組合の復興への取組み記録
東日本大震災アーカイブズ

文字サイズ変更 標準 拡大 サイトマップ リンク集 English

Google®カスタム検索 検索

HOME 内容から探す 都道府県から探す 情報提供組織から探す 詳細検索

キーワード検索 検索 ご利用上の注意

農林漁業協同組合の復興への取組み記録
～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～

2011.3.11東日本大震災・福島第一原子力発電所事故は、広域にわたり農林漁業に甚大な被害をもたらしました。
このサイトは、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合など）が震災・原発事故からの復旧・復興にどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために開設した、いわば現在進行形のアーカイブズです。

ご利用上の注意

被災状況 支援活動 復旧・復興への取組み 原発関連

更新情報 Update RSS 更新情報一覧

すべて 被災状況 支援活動 復旧・復興への取組み 原発関連

ツイート 33 いいね! 40

8+1 6 つぶやく

お知らせ News お知らせ一覧

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020年4月号第73巻第4号〈通巻890号〉4月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社